

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年5月10日
【会社名】	株式会社ディー・エル・イー
【英訳名】	DLE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 椎木 隆太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	03-3221-3980
【事務連絡者氏名】	執行役員 松本 博数
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	03-3221-3980
【事務連絡者氏名】	執行役員 松本 博数
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,772,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	22,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式（以下「本株式」といいます。）に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、令和元年5月10日（金）開催の取締役会決議によります。
2. 当社と割当予定先である朝日放送グループホールディングス株式会社（以下「割当予定先」又は「朝日放送グループHD」といい、朝日放送グループHD並びにその子会社及び関連会社を「朝日放送グループ」といいます。）は、令和元年5月10日付で後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載の資本業務提携（以下「本提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の払込みについては、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、本第三者割当増資について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）に基づく手続が完了していること等が条件とされております。
3. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	22,000,000株	2,772,000,000	1,386,000,000
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	22,000,000株	2,772,000,000	1,386,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、1,386,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
126	63	100株	令和元年5月28日（火）～ 令和元年5月29日（水）	-	令和元年5月29日（水）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。申込期間内に同契約が締結されない場合には、本第三者割当増資は行われなないこととなります。
4. 申込方法は、本有価証券届出書の効力発生後に割当予定先との間で総数引受契約を締結するものとし、払込期日までに、後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ディー・エル・イー 経営管理部	東京都千代田区麹町三丁目3番地4

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 麹町中央支店	東京都千代田区麹町四丁目1番

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,772,000,000	20,000,000	2,752,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用10百万円、弁護士費用及び第三者委員会費用6百万円、アドバイザー費用3百万円であります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。なお、割当予定先と当社との間で、内部管理体制の構築資金及び借入金返済のための資金を除いた2,452百万円については、提携企業保有IPを活用した事業展開資金及びIP開発資金に振り分けた予算枠として合意したものであり、以下の使途に関する具体的な説明については、本有価証券届出書提出日時点での想定を記載しています。

なお、以下に記載した資金使途、金額及び支出時期が変更となった場合は適時適切に開示いたします。

a 新株式の払込による調達資金予定日

調達予定日	金額	内訳
令和元年5月29日	2,772,000,000円	新株式発行総額 2,772,000,000円 発行諸費用払込後手取り金額 2,752,000,000円

b 上記に対応する資金使途

支払予定日	金額	使途概要
令和元年7月1日～令和4年6月30日	1,300百万円	提携企業保有IP()を活用した事業展開
令和元年7月1日～令和4年6月30日	1,152百万円	IP開発
令和元年7月1日～令和4年6月30日	200百万円	内部管理体制の構築資金
令和元年7月1日～令和2年6月30日	100百万円	借入金の返済
合計	2,752百万円	

() IP：著作権、商標権等の知的財産権を指すIntellectual Propertyの略称を意味します。原著物(例：コミック、小説)に係る著作権のみならず、二次的著作物に係る著作権も含まれます。なお、二次的著作物とは、原著物を利用して創作された著作物(例：アニメ、ドラマ、映画)をいいます。

提携企業保有IPを活用した事業展開

当社は、IPの新規開発から、IPを活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

当社の主力IPである「秘密結社 鷹の爪」シリーズは、平成18年のテレビシリーズ放映をきっかけに認知が広がり、テレビシリーズ終了後もTOHOシネマズの幕間ムービーやSNS、YouTube等で露出を継続し、マーケティング・サービス中心に幅広いビジネスを展開することで、継続的に当社の収益源となっております。

当社は、このようなノウハウを活かし、朝日放送グループが権利を有し、マスメディア露出によって一定の認知を有するキャラクターIP群に対して、マスメディア以外でのプロモーション展開やマーケティング・サービスを中心とした幅広いビジネス展開を企画・推進していく予定です。

例えば、当社が、朝日放送グループが権利を有するキャラクターIPのみならず、テレビ番組IPに関して、SNSやYouTube向けにカスタマイズしたコンテンツ化を実施することで、マーケティング・サービスやアプリゲーム、スマホ向け映像コンテンツ制作など幅広いビジネス展開が可能になると考えております。

また、YouTubeに代表されるユニバーサルなプラットフォームでコンテンツを展開することで、海外での事業展開の可能性が広がることから、当社は、朝日放送グループが有する海外拠点を活用した海外でのコンテンツビジネスも積極展開していく予定です。

これらの協業事業を展開するため、本第三者割当増資により調達する資金から総額1,300百万円(令和2年6月期に400百万円、令和3年6月期に400百万円、令和4年6月期に500百万円、割当予定先と協議途中のため支払時期等を変更する可能性があります。)の使用を予定しております。

現時点で想定している投資としては、()YouTubeで展開し、広告収入を獲得する事業に対して、両社のコンテンツの制作・運用体制を強化(システム投資・人員強化)するための投資、()IPを活用したマーケティング・サービス事業における営業体制を構築(営業拠点強化・人員強化・システム投資)するための投資、()朝日放送グループが有する海外拠点を活用した事業展開を推進するための体制構築(言語対応、リスク調査、現地企業との資本業務提携)を想定しております。これらの資金使途の内訳詳細については、本提携後に当社及び朝日放送グループHDの両社で協議のうえ、決定する予定です。

IP開発

当社では、IPの継続的な新規開発及び既存IPの価値向上が中長期的な業績の向上に直結すると考えております。当社は、従来、マスメディアでの露出を活用したIP育成よりも、開発のスピードやワンストップでの制作体制を活かして、小さく生んで、WebやSNS等のテレビ以外のメディアを活用して徐々に露出を増やしていく育成を得意としてきました。具体的には、前述の「秘密結社 鷹の爪」シリーズをはじめとし、LINEスタンプで全国区の認知を獲得した「パンパカパンツ」、TOHOシネマズの幕間ムービーから生まれた「貝社員」、Twitter配信からスタートし、SNSで40万人超のフォロワーを有する「耐え子の日常」等のIPを保有しております。

しかしながら、認知度獲得においては依然マスメディアの有する効果は無視できないことから、当社は、朝日放送グループと提携することにより、WebやSNSとマスメディアを組み合わせたIPの継続的な新規開発を強化していく方針です。

当社は、従来の展開方法であるWebやSNSに加え、ポテンシャルの高いIPに対しては朝日放送グループのネットワークが有するマスメディアも併用したクロスメディアでの育成を行うことで、IPの早期認知獲得や既存IPの収益力強化が可能になると考えており、そういったIP育成システムを構築することで、既存IPの価値向上による確固たる収益基盤が構築されることを見込んでおります。

これらの開発体制構築(人員補充、システム投資、外部制作委託)費用に加え、海外のIP獲得費用などの資金として、総額1,152百万円(令和2年6月期に450百万円、令和3年6月期に350百万円、令和4年6月期に352百万円、割当予定先と協議途中のため支払時期等を変更する可能性があります。)の投資を予定しております。

内部管理体制の構築資金

当社は、平成30年9月3日に外部から指摘を受け、過去5期分(平成25年6月期から平成29年6月期)及び平成30年6月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等の会計処理に関して、不適切な会計処理がなされている疑義が生じました。これを受け、当社は、より独立した立場から事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断したため、平成30年9月14日付で外部の専門家による第三者委員会を設置し調査を行い、平成30年11月27日付で調査結果の報告を受けました。

当社は、当該調査結果を踏まえ、平成30年12月3日に、当社の映像制作事業における売上高の取消し、連結の範囲、減損損失、税金計算及び税効果会計の見直し等、過年度の決算を修正し、有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。これを受け、平成30年12月28日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)より「特設注意市場銘柄」に指定をされました。

この措置により、当社は「特設注意市場銘柄」指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出し、東京証券取引所から内部管理体制等の審査を受ける予定です。

そのため、当社は平成30年11月27日付で受領した上記調査報告書及び令和元年5月10日に公表しました「改善計画・状況報告について」などに基づき、実効性のある内部監査体制の整備、内部管理体制強化のための人員の適切な増員、配置、研修等を継続的に行う方針であります。令和元年5月29日をもって朝日放送グループHDの子会社となる予定であり、今後、親会社となる朝日放送グループHDより取締役の派遣を受け、同社と協力して監査役を選任しながら、そのサポートのもと、改善計画に即して、各施策を実行に移してまいります。

これらの取組みを短期間で確実に推進していくため、社内だけではなく、外部の有識者の助言を受け入れ、より有効性の高い内部管理体制の構築を進めており、令和2年6月期から令和4年6月期の3年間で、これら外部の弁護士やアドバイザー費用42百万円、経営管理部・内部監査室の増員等に係る費用84百万円、新任の取締役CF0の報酬及び監査役報酬の増額66百万円等総額200百万円の支出を予定しております。なお、初年度である令和2年6月期には外部の弁護士やアドバイザー費用42百万円、経営管理部・内部監査室の増員等に係る費用28百万円、新任の取締役CF0の報酬及び監査役報酬の増額22百万円等合計100百万円の支出、以降2年間にわたって構築した内部管理体制を維持するため、経営管理部・内部監査室の増員等に係る費用56百万円、新任の取締役CF0の報酬及び監査役報酬の増額44百万円の支出を予定しております。

借入金の返済

当社は、平成26年3月の新規上場以来、平成31年3月末までの間において、()新規IP及び製作委員会等への投資に累計約23億円、()動画SNSアプリ運営会社への出資、TOKYO GIRLS COLLECTION(以下「TGC」といいます。)の商標権の取得及びTGCの運営会社である株式会社W TOKYOの株式取得に約14億円投資するなど、自己資金及び借入金により合計約37億円の事業拡大投資を行ってまいりました。

また、平成28年11月29日を割当日とする行使価額修正条項付新株予約権付社債券の発行及びその後の新株予約権行使に伴う払込により1,436百万円の資金を調達し、当該資金を()IP開発関連投資(中国・アジア市場向けIP開発やゲームアプリの開発等)に713百万円、()M&A、資本業務提携投資(amadana株式会社等の事業会社との資本業務提携)に223百万円、()借入金の返済に500百万円充当いたしました。

しかしながら、当社及び当社の関係会社(令和元年5月10日時点において子会社4社と関連会社2社により構成されます。以下「当社グループ」といいます。)は、これら既存事業の拡大や新規事業の開発のための投資の一部について、当初意図した成果が得られなかったことや期待したシナジー効果が得られなかったこと等により、平成28年6月期より平成30年6月期まで継続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。さらに、令和元年6月期第2四半期連結累計期間(自平成30年7月1日至平成30年12月31日)において、過年度決算訂正に関する第三者委員会による調査費用及び追加の監査報酬並びに課徴金納付見込額等として特別調査費用590百万円を計上し、うち、納付すべき課徴金135百万円等を除いた438百万円を平成31年3月末までに支払いました。なお、課徴金の支払は令和元年6月を予定しております。

これらの結果、平成31年3月末時点における当社グループの現金及び預金の残高は1,144百万円、借入金残高は、総額2,200百万円(うち、短期借入金652百万円、1年内返済予定の長期借入金496百万円、長期借入金1,052百万円)となっており、財務体質の改善が喫緊の課題となっております。

当社は、本第三者割当増資による調達金額については、企業価値向上のための事業拡大投資への充当を優先すべきと判断する一方で、自己資本比率をはじめとする財務の健全性を示す指標を高めることも重要であると考え、100百万円を借入金の返済の一部に充当し、財務体質を一層強化にすることにより、今後の事業拡大投資を機動的に行うための体制を整えてまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	朝日放送グループホールディングス株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市福島区福島一丁目1番30号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>(有価証券報告書)</p> <p>事業年度 第91期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)</p> <p>平成30年6月22日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書)</p> <p>事業年度 第92期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)</p> <p>平成30年8月9日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第92期第2四半期(自平成30年7月1日至平成30年9月30日)</p> <p>平成30年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第92期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)</p> <p>平成31年2月13日 関東財務局長に提出</p>

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(3) 割当予定先の選定理由

割当予定先の選定の経緯等

当社グループは、IPの新規開発、ソーシャル・キャラクター()及び「TOKYO GIRLS COLLECTION」等のIPを活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。当社グループは、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンを掲げております。

当社グループにおいては、既存事業の拡大や新規事業の開発のための投資の一部について、当初意図した成果が得られなかったことや期待したシナジー効果が得られなかったこと等により、平成28年6月期から平成30年6月期まで継続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、このような経営環境を改善し、業績黒字化を達成するべく、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの強化や、当社保有IPの価値の向上をはじめとするコンテンツ事業の更なる事業推進のための施策を実施していく必要が生じております。具体的には、当社の主要IPである「秘密結社 鷹の爪」シリーズを中心とした自社IPの提案の実施、提案件数の増加を目的とした外部機関の活用等の施策や、SNS等での露出及び過去のテレビシリーズの配信等のメディアへの露出機会を増加するための施策を迅速に実行していく必要があると考えており、これらの施策のための充当資金を確保していくことが喫緊の課題となっております。

他方、当社グループにおいては、平成30年11月27日に公表いたしました「第三者委員会の調査報告書の受領及び調査結果に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、過年度の決算において不適切な会計処理を行ったことが判明し、平成30年12月3日に、有価証券報告書等の訂正を実施いたしました。また、平成30年12月27日に公表いたしました「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成30年12月28日に、東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けたため、当該指定から1年経過後速やかに内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出し、東京証券取引所による内部管理体制等の審査を受ける予定であります。

上記の不適切な会計処理の判明及び特設注意市場銘柄への指定を踏まえ、当社グループは、全社的な意識と行動の改革に取り組むべく、ガバナンス体制等の強化や各種業務プロセスの不備の解消に向けた改善措置に努めているところ、当該改善措置に際しては、経営管理体制及び業務プロセスの抜本的な見直しが必要であり、そのための外部専門家に対するコンサルティング費用や外部人材の登用費用が継続的に発生しており、当該費用に充当する資金が必要な状況となっております。

また、当社グループにおいては既存の借入金が存在するところ、その返済資金を確保することも、事業継続の観点より不可欠となっております。

一方、割当予定先である朝日放送グループHDは、令和元年5月10日現在において、放送法に定めるテレビ及びラジオ放送、放送番組の制作等の放送事業、住宅展示場事業等のハウジング事業、ゴルフ事業等を行っております。朝日放送グループHDは、「変化に対応しながら進化を続け、強力な創造集団として社会の発展に寄与する」という経営理念を実現するために、事業環境の変化に対応するよう経営基盤を盤石とするとともに、新たな成長分野への挑戦に積極的に取り組むことで、グループ成長ビジョン「連結売上高1,000億円、売上高経常利益率8.0%」を掲げ、総合コンテンツ企業化を目指しており、地上波テレビ・ラジオ、CS放送による放送事業を基本としつつ、「強力な創造集団」として企業価値の向上に取り組んでいるとのことです。

また、朝日放送グループHDは、平成30年2月7日に、平成30年度から令和2年度までの新たな3か年の経営計画「朝日放送グループ中期経営計画2018 - 2020」を策定し、従前の放送を起点とする企業グループから、「強力なIPを有するコンテンツを保有し、当該コンテンツを活用してマネタイズ」することにより「総合コンテンツ事業グループ」となることを目指しており、当該事業戦略において、IP獲得・マネタイズする仕組の柱の一つとして、国内におけるコンテンツ企画の早急な強化が必要と認識しているとのことです。

当社は、上記のような経営環境の下、事業推進のための充当資金、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保するとともに、当社グループの事業を進展させ、その企業価値を更に向上させる観点から、平成30年11月頃より、複数の候補先との間で、当社への資金提供及び当社との事業上の提携関係の構築に関する協議を行ってまいりました。そのような中、朝日放送グループHDより、平成31年2月に当社への資金提供及び当社との事業上の提携関係の構築に関心を有している旨の初期的な提案を受け、朝日放送グループHDとの間で協議を重ねてまいりました。

当社は、朝日放送グループが有する強固な顧客基盤その他のネットワーク網及びメディアとしての情報発信力が、当社グループの更なる発展に資するものと判断し、朝日放送グループHDが当社グループの更なる事業の発展に適した提携候補先であると考えに至りました。その上で、朝日放送グループHDから、朝日放送グループHDが本第三者割当増資を通じて当社の議決権の51%以上を取得することにより、当社に対して資金提供を行うとともに、朝日放送グループと当社グループの協業体制を構築したい旨の提案を受けました。これらを踏まえ、当社は、「秘密結社 鷹の爪」シリーズを筆頭に、数多くのオリジナルコンテンツを持つ当社グループと、独自のネットワーク網を持ち、多様なメディア戦略が可能な朝日放送グループが、コンテンツ制作会社と放送持株会社のそれぞれの強みを生かしたシナジーを生み出し、早期に業績黒字化を果たすとともに、喫緊の課題である当社グループの事業推進のための施策を実行する資金の確保、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保することを目的として、本提携を実施することが、当社グループの事業継続及び中長期的な企業価値の向上に資するとともに、当社グループの財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するとの判断に至りました。

また、当社は、資金調達の方法として金融機関からの借入れや公募増資等、多面的な方法を検討いたしました。金融機関等からの借入れは有利子負債による資金調達となり財務基盤の強化につながらず、また、当社グループの現状の業績等に鑑みると、実現可能性が低いこと、公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングについては過大な手続と時間を要する上、当社が特設注意市場銘柄に指定されていることを踏まえると実現可能性が低いと考えられること、また、同様の理由から、株主割当増資やノンコミットメント型ライツ・オフリングについては十分な応募が期待できず、資金調達の不確実性が高いことから、第三者割当増資による資金調達の方法が最も適切であると判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資が資金調達手段として最も適切であると判断するとともに、その割当先として朝日放送グループHDに対して本第三者割当増資を実施し、本提携を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。

() ソーシャル・キャラクター：当社が提唱する概念であり、主にブログやSNS等のソーシャルメディアを含む、あらゆるメディアでのコミュニケーションを促進させるような特徴を持つキャラクターを意味します。例えば、「世代を選ばない広い認知度」「共有したくなる高い好感度」「話題を限定しないキャラクター設定」「口コミ等により広がりやすい話題の提供」「ユーザーと双方向に会話する機能」等の特徴が挙げられます。

本提携の内容

当社は、朝日放送グループHDとの間で、本提携に基づき、以下に掲げる事項に関する業務提携を行うことについて合意しております。詳細については、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照下さい。

- ア 当社の顧客に対する当社の営業部隊によるテレビ広告に係る営業協力を通じた朝日放送グループHDのスポンサー獲得に向けた協業
- イ 朝日放送グループHDの顧客に対する当社の知的財産権・コンテンツに関する営業を通じたリベニューシェアに係る協業及び当社の顧客に対する朝日放送グループHDの知的財産権・コンテンツに関する営業を通じたリベニューシェアに係る協業
- ウ 当社の知的財産権・コンテンツに関する朝日放送グループによる海外販売を通じたリベニューシェアに係る協業
- エ 朝日放送グループHDの知的財産権・コンテンツに係る当社によるSNSや動画配信メディア等の朝日放送グループHDが保有しないメディアでのプロモーションの実施、及び収益化を通じたリベニューシェアに係る協業
- オ 当社が企画・開発・保有する知的財産権・コンテンツに係る朝日放送グループHD及び当社での共同投資、並びに、当該共同投資に係る知的財産権・コンテンツの朝日放送テレビ株式会社によるプロモーションの実施
- カ 当社と朝日放送グループとのアニメーション及びキャラクタービジネス等に係る共同プロジェクトの推進
- キ 朝日放送グループHD及び当社が、それぞれ得意とするベンチャー・ネットワークを相互に活用した共同投資及び協業の推進

また、資本提携に関しては、本第三者割当増資により、朝日放送グループHDを割当予定先として当社の普通株式22,000,000株（議決権数220,000個、本第三者割当増資に係る払込が行われた時点における総議決権数に対する割合51.97%）を発行する予定であり、朝日放送グループHDは発行される本株式の全てを引き受ける予定であります。これにより、朝日放送グループHDは当社の親会社となります。

さらに、新しい経営体制の構築のため、朝日放送グループHDから当社への役員等（代表取締役を含む。）の派遣を行うこと及び当社の現代表取締役が、代表取締役を辞任し、代表権のない取締役としてその職務を継続することについても合意しております。

(4) 割り当てようとする株式の数

朝日放送グループHDに割り当てられる新株は、当社普通株式22,000,000株であります。

(5) 株券等の保有方針

本第三者割当増資は、（ ）当社が平成30年12月28日付で東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定され、その1年後に内部管理体制確認書を提出し東京証券取引所の審査を受ける予定であること、（ ）当該審査において改善がなされていないと判断される場合には、原則として上場廃止、または6か月間の「特設注意市場銘柄」の延長後の再審査となる可能性があることにつき割当予定先も認識したうえで、当社と朝日放送グループHDの本提携の一環として行われるものであり、本提携の趣旨に鑑み、仮に上場廃止等となった場合でも、割当予定先として長期的に保有する方針であります。また、割当予定先である朝日放送グループHDは、当社の内部管理体制不備の状況は許容できるものではなく、両社で早急に改善を図ることが不可欠であると考えています。当該継続保有方針については、書面及び電子メールにより確認しております。

なお、当社は朝日放送グループHDより、割当後2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(6) 払込に要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資に係る払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先が平成31年2月13日に関東財務局長宛に提出している第92期第3四半期報告書（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日）に記載されている四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額（15,726百万円）の確認に加え、割当予定先が公表している有価証券報告書において、平成30年3月期以前の過去5年間に於ける3月末の現金及び現金同等物の期末残高（12,621百万円以上で推移）を確認しております。以上から、割当予定先が本第三者割当増資に係る払込みに要する十分な現金及び預金を有しており、当該払込みに支障はないと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先である朝日放送グループHDは、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、朝日放送グループHDが東京証券取引所に提出した平成30年12月5日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」において、コンプライアンス憲章およびコンプライアンス行動規範において、「反社

会的な団体・個人からの圧力には毅然とした態度で臨み、一切かわりを持たない」旨を定めるとともに、「反社会勢力排除規定」を設け、反社会勢力に対して利益や便宜を供与することがないよう、役職員に徹底・周知している旨記載していることを確認することにより、当社は、朝日放送グループHD及びその役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

(8) 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資により、朝日放送グループHDに対して割り当てる当社普通株式の総数22,000,000株に係る議決権数は、220,000個であり、その結果、朝日放送グループHDが有する議決権の当社の総議決権数(平成30年12月31日現在の当社の総議決権数(203,323個)に当該議決権数を加えた数である423,323個)に対する割合は51.97%となり、朝日放送グループHDは、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

以下は、同項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	朝日放送グループホールディングス株式会社 大阪府大阪市福島区福島一丁目1番30号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	220,000個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	220,000個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	423,323個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	該当事項はありません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解	後記「3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」をご参照ください。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（令和元年5月9日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である126円といたしました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前1か月間（平成31年4月10日から令和元年5月9日まで）の終値の平均値である136円（円未満四捨五入）に対して7.35%（小数点以下第3位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じ。）のディスカウント、同直前3か月間（平成31年2月10日から令和元年5月9日まで）の終値の平均値である139円（円未満四捨五入）に対して9.35%のディスカウント、同直前6か月間（平成30年11月10日から令和元年5月9日まで）の終値の平均値である172円（円未満四捨五入）に対して26.74%のディスカウントとなります。

本取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためであります。

なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名全員が、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であるため、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、当社の経営者から独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を取得するため、当社の経営者及び割当予定先から一定の独立性を有する者として、外部有識者である茂田井純一氏（公認会計士）、松本拓生氏（弁護士）、小久保崇氏（弁護士）を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求めました。その結果、後記「6 大規模な第三者割当の必要性（2）大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により朝日放送グループHDに対して割り当てられる普通株式は、22,000,000株（議決権数220,000個）であり、これは平成30年12月31日現在の当社普通株式20,337,200株に対して108.18%（同日現在の当社の総議決権数203,323個に対して108.20%）に相当し、既存株式に対して大規模な希薄化が生じることとなります。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じますが、前記「1 割当予定先の状況（3）割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資は朝日放送グループHDとの本提携の一環として行うものであり、当社としては、「秘密結社 鷹の爪」シリーズを筆頭に、数多くのオリジナルコンテンツを持つ当社グループと、独自のネットワーク網を持ち、多様なメディア戦略が可能な朝日放送グループが、コンテンツ制作会社と放送持株会社のそれぞれの強みを生かしたシナジーを生み出し、利益増大の実現化を目指すとともに、当社の事業推進のための充当資金、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保することを目的として、本提携を実施することが、当社グループの事業継続及び中長期的な企業価値の向上に資するとともに、当社グループの財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するものと考えております。また、前記「1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、朝日放送グループHDが本株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上より、当社は、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する普通株式の数22,000,000株に係る議決権数は220,000個であり、本第三者割当増資による希薄化率は108.20%であるため、希薄化率が25%以上となります。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先である朝日放送グループHDが有する議決権の当社の総議決権数に対する割合は51.97%となり、朝日放送グループHDは当社の支配株主となります。したがって、本第三者割当増資による当社普通株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
朝日放送グループホールディングス株式会社	大阪府大阪市福島区福島一丁目1番30号	-	-	22,000	51.97
椎木 隆太	東京都港区	7,258	35.70	7,258	17.15
Hasbro, Inc.	1027 Newport Avenue Pawtucket, RI 02861 United States	720	3.54	720	1.70
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	336	1.65	336	0.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	259	1.27	259	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	243	1.20	243	0.58
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610 (常任代理人ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	178	0.88	178	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	176	0.87	176	0.42
小野 亮	東京都千代田区	175	0.86	175	0.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	156	0.77	156	0.37
計		9,504	46.75	31,504	74.42

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年12月31日現在の株主名簿及び令和元年5月9日までに当社が確認した実質所有株式数に基づいて記載しております。
2. 椎木隆太氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社LYSが保有する株式数1,423,400株を含めた実質持株数を記載しております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成30年12月31日現在の総議決権数(203,323個)に、本第三者割当増資により発行される株式数(22,000,000株)に係る議決権の数(220,000個)を加えた議決権数(423,323個)を分母として算出しております。
4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
5. 平成31年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成31年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記表には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （％）
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,190	5.86
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	269	1.32

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

ア 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」及び「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資は朝日放送グループHDとの本提携の一環として行うものであり、当社としては、「秘密結社 鷹の爪」シリーズを筆頭に、数多くのオリジナルコンテンツを持つ当社グループと、独自のネットワーク網を持ち、多様なメディア戦略が可能な朝日放送グループHDが、コンテンツ制作会社と放送持株会社のそれぞれの強みを生かしたシナジーを生み出し、利益増大の実現化を目指すとともに、当社の事業推進のための充当資金、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保することを目的として、本提携を実施することが、当社グループの事業継続及び中長期的な企業価値の向上に資するとともに、当社グループの財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するものと考えております。

また、朝日放送グループHDを割当先とする本第三者割当増資は、過大な手続きと時間を要する公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、朝日放送グループHDとの提携による短期間かつ確実性の高い資金確保、成長施策の推進が可能となり、また、金融機関等からの借入と異なり、財務基盤の強化が可能となります。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資が資金調達手段として最も適切であると判断いたしました。

イ 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当後における朝日放送グループHDの当社に対する所有議決権割合は51.97%となる予定です。また、本第三者割当増資により発行する株式は22,000,000株（議決権数220,000個）であり、これは平成30年12月31日現在の当社の発行済株式総数（20,337,200株）の108.18%（同日現在の当社の総議決権数203,323個に対して108.20%）にあたります。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じますが、前記「1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資は朝日放送グループHDとの本提携の一環として行うものであり、当社としては、「秘密結社 鷹の爪」シリーズを筆頭に、数多くのオリジナルコンテンツを持つ当社グループと、独自のネットワーク網を持ち、多様なメディア戦略が可能な朝日放送グループHDが、コンテンツ制作会社と放送持株会社のそれぞれの強みを生かしたシナジーを生み出し、利益増大の実現化を目指すとともに、当社の事業推進のための充当資金、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保することを目的として、本提携を実施することが、当社グループの事業継続及び中長期的な企業価値の向上に資するとともに、当社グループの財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するものと考えております。また、前記「1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載のとおり、朝日放送グループHDが本株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、当社の経営者から独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を取得するため、本第三者委員会に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求めました。

当社が本第三者委員会から令和元年5月10日付で取得した本第三者割当増資に関する意見書の概要は以下のとおりであります。

(意見)

1. 本第三者割当増資による資金調達には、当社（以下「DLE」といい、DLE並びにその子会社及び関連会社を「DLEグループ」という。）にとって必要であると認められる。
2. 本第三者割当増資は、他の資金調達手段との比較においても、相当であると認められる。
3. 本第三者割当増資の発行価額その他の発行条件は、相当であると認められる。

(理由)

1. 資金調達の必要性

(1) DLEの財務状態と資金使途からみた資金調達の必要性

DLEグループは、著作権及び商標権等の知的財産権（以下「IP」という。）の新規開発、ソーシャルメディアを含むメディア上のキャラクターや「TOKYO GIRLS COLLECTION」等のIPを活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開してきた。しかし、DLEグループにおいては、既存事業の拡大や新規事業の開発のための投資の一部について、当初意図した成果が得られなかったことや期待したシナジー効果が得られなかったこと等により、平成28年6月期及び平成30年6月期まで継続して親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し財務体質が悪化している。また、進行期である令和元年6月期においても、第2四半期（平成30年12月末）までに親会社株主に帰属する四半期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、第2四半期末時点の現金及び預金残高が1,410百万円まで減少した結果、DLEによれば、仮に業績の好転が見られず現在の状況が続くようであるとすると、今後通常の業務運営に支障をきたす可能性があるとのことである。かかる経営状況の下で、運転資金や既存の借入金の返済資金を確保することが急務となっている。

また、DLEグループにおいては、過年度の決算における不適切な会計処理（以下「本不適切会計処理」という。）の判明や特設注意市場銘柄への指定を踏まえ、上場を維持するためのより有効性の高い内部管理体制の構築と強化が喫緊の課題となっており、そのための費用に充当する資金が必要な状況となっている。

DLEによれば、このような厳しい現状を打開するためには、DLEグループの財務状態を改善させるだけでなく、朝日放送グループHDとの資本業務提携（以下「本提携」という。）に基づき、コンテンツ制作会社であるDLEと放送持株会社である朝日放送グループHDのそれぞれの強みを生かした事業上のシナジーを生み出すことが必要とのことであった。具体的には、DLEが調達する資金を基に、朝日放送グループHDのネットワークやメディアとしての情報発信力を生かし、朝日放送グループHDが保有するIPを活用した事業展開、及びDLE独自の新規IPの開発・育成を行うことによって、DLEグループの業績を継続的に改善する必要があるとのことである。

(2) 小括

以上のような点を踏まえ、本委員会として慎重に検討した結果、本提携の一環として実施される本第三者割当増資は、DLEグループの財務状態を改善させ、また内部管理体制強化のための資金を確保することに資するのみならず、本提携によりDLEグループを取り巻く経営環境と業績を継続的に改善させる見込みが認められるというDLEの説明に不合理な点は見当たらず、調達予定の金額規模やその使途及び支出時期の予定に関するDLEの説明に照らしても合理性のある内容と考えられ、これらを踏まえると、本第三者割当増資による資金調達は、DLEにとって必要であると認められる。

2. 他の資金調達手段の比較（資金調達手段としての相当性）について

(1) 他の資金調達手段との比較

第三者割当増資以外の資金調達の手法としては、金融機関又は他社からの借入れ、公募増資やコミットメント型ライツ・オフアリング、株主割当増資やノンコミットメント型ライツ・オフアリングといった手法が考えられる。

DLEによれば、これらの資金調達手段はいずれも、本不適切会計処理の結果として特設市場銘柄へ指定されたことにより市場や金融機関からの信頼性が著しく低下している現況を鑑みると実現可能性や資金調達の

確実性が低いとのことであり、上記1(1)で述べたDLEの置かれている財務状況等を踏まえるとその説明に不合理な点は見当たらない。また、仮にその点を措くとしても、これらの方法は資金調達それ自体を可能とするものの、本提携の一環として実施される本第三者割当増資のように、DLEグループの取引先との関係改善を含む企業としての社会的信用の維持・向上、安定的な事業パートナーとの協業による業績や経営環境の改善可能性といったメリットに直ちにつながるものではないと考えられる。また、本第三者割当増資は、その払込金額全額が朝日放送グループHDの自己資金による対応が予定されていることも含め、他の資金調達方法より短期間かつ高い確実性をもって実現できる点においても適切であると考えられる。

なお、上記で検討した資金調達手段のほか、DLEグループが保有する資産の売却により一定の資金を捻出することも選択肢の一つとして考えられはするものの、これは言わば急場凌ぎの一時的な資金確保に過ぎず、目先の事業資金を調達する以上のメリットを享受できる方策ではないと思料され、本第三者割当増資のメリットに及ぶものとは認められない。

以上を踏まえると、これらの資金調達手段と比較して、本提携を伴う本第三者割当増資による資金調達は、相当であると認められる。

(2) 割当先の選定理由について

DLEは、朝日放送グループHDの他にも、複数の候補先との間で提携関係の構築を協議・検討している。

本委員会において、これら他の複数の候補先との協議・検討の内容を慎重に検証した結果、朝日放送グループHDとの間で本提携を実施することは、本第三者割当増資によりDLEが必要とする金額規模の資金調達を可能とし、前記1(1)で検討した資金需要を満たすことができるのみならず、本提携により両社に対して事業上のシナジーを生み出し、DLEグループの経営基盤の長期的な安定性と企業価値の向上に資するものであると考えることについて、相応の合理性が認められる。

すなわち、朝日放送グループHDは、放送法に定めるテレビ及びラジオ放送、放送番組の制作等の放送事業を基本事業としており、朝日放送グループとして全国的に強固な顧客基盤その他のネットワーク網及びメディアとしての情報発信力といった事業上の強みを有していると考えられるところ、WebやSNSを含む各種メディアを活用してIPの露出を増やして育成することを得意とするDLEとの事業上の相乗効果は、相当程度認められるものと考えられる。また、朝日放送グループHDは、DLEの新しい経営体制の構築に向けて、DLEへの役員等の派遣を意図しており、それが実施された場合には、内部管理体制強化のための資金調達のみの場合と比べて、なお一層DLEにおける有効なガバナンス体制確立の一助となるものと期待し得る。

DLEによれば、朝日放送グループHDの他に提携関係の構築を検討した複数の候補先については、上記の点を含めDLEグループにとってより大きなメリットをもたらす提案には繋がらず、またファンドその他の機関投資家からのエクイティ性の資金調達については、本提携に比して特に事業上のシナジーの観点から必ずしも大きなメリットをもたらすものではないと考えているとのことであったが、本委員会において慎重に検証した結果、DLEの当該説明に不合理な点は見当たらなかった。

これらを踏まえ、本委員会としては、DLEが朝日放送グループHDを本第三者割当増資の割当先として選定したことには合理性があるものと思料する。

(3) 小括

以上のような点を踏まえ、本委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当増資は、他の資金調達手段との比較においても、相当であると認められる。

3 発行条件の相当性について

(1) 払込金額について

本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日である令和元年5月9日の終値である126円とすることが予定されている。

日本証券業協会が新株の引受け販売を行う協会員向けの自主ルールとして制定した「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」という。)によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合には、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直近日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、当該指針は、従前の裁判例においても主要な判断基準として取り扱われている。

この点、本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日である令和元年5月9日の終値であり、日証協指針に適用されるものである。

(2) 希薄化について

本第三者割当増資により朝日放送グループHDに対して割り当てられる普通株式は、22,000,000株(議決権数220,000個)であり、これは平成30年12月31日現在のDLE普通株式20,337,200株に対して108.18%(同日現在のDLEの総議決権数203,323個に対して108.20%)に相当し、既存株式に対して大規模な希薄化が生じる。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じるが、前記1(2)に記載のとおり、本提携の一環として実施される本第三者割当増資は、DLEグループの財務状態を改善させるのみならず、本提携によりDLEグループの取引先との関係改善を含む企業としての社会的信用の維持・向上、安定的な事業パートナーとの協業による業績や経営環境を改善させる見込みが相当程度認められる。また、朝日放送グループHDは本株式を長期的に保有する方針とのことであり、そうであるならば本株式は短期間では株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への極端かつ不当な影響をもたらすものではないと考えられる。加えて、本第三者割当増資による資金調達は、中長期的にDLEの企業価値の向上につながるものであれば、既存株主に与える希薄化によるデメリットは、将来的には和らぎ得るものと合理的に考えられる。

(3) 小括

以上のような点を踏まえ、本委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当増資の発行価額その他の発行条件は、資金調達の必要性を果たすために合理的と認められる範囲に留まるものであると考えられ、相当であると認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、令和元年5月10日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
売上高 (千円)	-	-	2,096,535	4,022,920	5,553,092
経常利益又は経常損失() (千円)	-	-	92,854	411,654	86,646
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	-	-	615,502	868,608	411,730
包括利益 (千円)	-	-	615,502	873,701	409,570
純資産額 (千円)	-	-	372,459	1,430,795	1,359,479
総資産額 (千円)	-	-	2,719,968	5,715,181	6,074,726
1株当たり純資産額 (円)	-	-	22.03	70.67	59.35
1株当たり当期純損失金額 () (円)	-	-	36.74	45.77	20.29
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	13.7	25.0	19.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	530,970	238,145	329,761
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	872,200	459,644	409,957
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	1,461,527	2,436,786	985,819
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	599,494	2,362,596	2,608,772
従業員数 (名)	-	-	87	136	117

(注) 1. 第15期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第15期から第17期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 自己資本利益率及び株価収益率については、第15期から第17期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
売上高 (千円)	1,443,836	1,511,720	2,095,343	1,774,521	2,374,439
経常利益又は経常損失 () (千円)	176,771	41,864	35,628	291,544	22,728
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	165,688	259,909	558,096	376,333	239,016
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	739,285	743,485	756,385	1,520,573	1,530,233
発行済株式総数 (株)	16,483,800	16,525,800	16,895,400	20,240,600	20,337,200
純資産額 (千円)	1,213,533	962,024	429,866	1,581,895	1,366,633
総資産額 (千円)	1,696,026	2,234,035	2,771,365	4,571,397	3,779,722
1株当たり純資産額 (円)	73.62	58.21	25.42	78.14	66.97
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	11.93	15.75	33.31	19.83	11.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	10.58	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.6	43.1	15.5	34.6	36.0
自己資本利益率 (%)	26.4	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	95.44	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,963	310,677	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,012	118,272	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	836,423	96,268	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,063,779	548,155	-	-	-
従業員数 (名)	61	83	87	91	56

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、第15期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第13期及び第14期は関連会社の損益等に重要性が乏しいため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期から第17期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、第14期から第17期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 株価収益率については、第14期から第17期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、第13期から第17期まで無配のため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であります。

9. 平成26年1月10日付で普通株式1株につき200株、平成26年5月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割しておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成26年3月26日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から平成26年6月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。

2【沿革】

年月	概要
平成13年12月	主に米国ハリウッド・メジャー(1)への、映像コンテンツビジネスのコンサルティングサービス提供を目的として、東京都千代田区三番町5番14号に有限会社パサニアを設立
平成15年10月	株式会社に組織変更し、株式会社ディー・エル・イーに商号変更
平成17年9月	Flash(2)によるデジタルコンテンツ製作を開始
平成18年4月	オリジナルIP(3)(Intellectual Property : 著作権等の知的財産権) 「秘密結社 鷹の爪」のTV放送を開始し、ファスト・エンタテインメント事業を本格展開
平成18年10月	全国TOHOシネマズにて「秘密結社 鷹の爪マナームービー」の上映を開始し、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを本格展開
平成19年1月	オリジナルIPを同一番組内で多数創造する「ファイテンション シリーズ」のTV放送開始
平成19年3月	「秘密結社 鷹の爪THE MOVIE 総統は二度死ぬ」が日本初の全編Flashにより制作したアニメとして、全国劇場公開
平成20年5月	「秘密結社 鷹の爪」のキャラクター「吉田くん」が島根県の「しまねSuper大使」に任命される
平成20年7月	オリジナルIP「パンパカパンツ」のTV放送開始
平成21年4月	クールジャパン(4)コンテンツ「KIRA KIRA JAPON」がフランスにてTV放送開始
平成24年6月	本社を東京都千代田区麹町三丁目3番地4に移転
平成24年7月	アジア市場向けにファスト・エンタテインメント事業を行うため、台湾台北に年代網際事業股份有限公司(ERA)と合弁会社夢饗年代股份有限公司(DLE-ERA)を設立
平成24年11月	北米市場向けにファスト・エンタテインメント事業を行うため、米国サンノゼに子会社DLE America, Inc. を設立
平成26年3月	東京証券取引所マザーズへ株式を上場
平成26年11月	TOHOシネマズと共同事業「キャラクターバトルクラブ」を開始
平成27年1月	他社IP・リプロデュースの「キュートランスフォーマー 帰ってきたコンボイの謎」のTV放送開始
平成27年6月	「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を取得
平成27年7月	「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を活用したビジネスを展開するため、東京都千代田区に株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONを設立
平成27年11月	スマートフォンアプリの企画開発を行うため、沖縄県那覇市にちゅらっぴず株式会社を設立
平成27年11月	エンタテインメント型攻城戦ツアー「鷹の爪団のSHIROZEME in 松江城」開催
平成28年2月	スマートフォンゲーム「おそ松さんのへそくりウォーズ～ニートの攻防～」配信開始
平成28年4月	東京証券取引所市場第一部に指定替え
平成28年4月	オリジナルIP「朝だよ! 貝社員」日本テレビ系「ZIP!」で全国放送開始
平成28年5月	実写映画「ディストラクション・ベイビーズ」全国劇場公開
平成28年9月	子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONが株式会社W mediaを子会社化し商標と運営の一体化へ
平成28年10月	音楽業界におけるファスト・エンタテインメントモデルを展開するため、音楽プロデュース事業に本格参入。同時に音楽レーベル「術ノ穴」がDLEへ参画
平成28年12月	企画・プロデュースに特化したクリエイティブカンパニー、株式会社エモクリを設立
平成29年1月	子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONが同社の子会社である株式会社W mediaを吸収合併し、株式会社W TOKYOへ社名変更
平成29年8月	東映株式会社、東映アニメーション音楽出版株式会社と、オリジナルコンテンツの企画開発及びプロデュースを行う合弁会社として、コヨーテ株式会社を設立
平成30年2月	ライフスタイルブランド「amadana」等を保有するamadana株式会社と資本業務提携合弁会社として株式会社アマダナ総合研究所を設立
平成30年3月	ベンチャーキャピタル投資及びICO投資を行う子会社、株式会社DLEキャピタルを設立
平成30年5月	ブロックチェーンゲーム開発専門double jump.tokyo株式会社を子会社化
平成30年6月	当社が保有する「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を、当社の子会社である株式会社W TOKYOに譲渡
平成30年12月	double jump.tokyo株式会社を株式会社gumi VRへ一部譲渡
平成31年3月	コヨーテ株式会社を東映株式会社、東映アニメーション音楽出版株式会社へ売却

- (1)ハリウッド・メジャー：自社の映画の資金調達・製作・配給をするとともに、ハリウッド・メジャー以外で製作された映画の資金調達・配給も行う総合映画企業(ユニバーサル・スタジオズ、パラマウント・ピクチャーズ、ワーナーブラザーズ、ソニーピクチャーズエンターテインメント、ウォルト・ディズニー、20世紀フォックス)。
- (2)Flash：Adobe System Inc.が提供しているゲーム、アニメーションなどの制作ソフト。容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少なく、メディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となり、迅速なマルチメディア展開を可能とする特徴がある。また少数の画面や部品を組み合わせることで、制作コストを低減し、制作期間を短縮できるという特徴を持つ。
- (3)オリジナルIP：当社又は当社が出資する製作委員会が著作権者として新規に開発したIP
- (4)クールジャパン：日本の文化面でのソフト領域が国際的に評価されている現象や、それらのコンテンツそのもの。具体的には、日本における近代文化、ゲーム・漫画・アニメや、J-POP・アイドルなどのポップカルチャーを指す場合が多い。さらに、自動車・オートバイ・電気機器などの日本製品、現代の食文化・ファッション・現代アート・建築などを指す。また、日本の武士道に由来する武道、伝統的な日本料理・茶道・華道・日本舞踊など、日本に関するあらゆる事物が対象となりうる。

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社(令和元年5月10日時点において子会社4社と関連会社2社により構成)は、IP(1)の新規開発から、ソーシャル・キャラクター(2)及び「TOKYO GIRLS COLLECTION」等のIPを活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

1. ファスト・エンタテインメント事業について

インターネット時代・ソーシャルメディア時代には「いつでも、どこでも、すぐに」楽しめる「手軽なエンタテインメント」が求められており、当社グループが展開するファスト・エンタテインメント事業は、ファスト・フードやファスト・ファッションのように手軽なエンタテインメントを提供するものです。

同事業は売上形態に応じて、ソーシャル・コミュニケーション及びIPクリエイションの2つの領域により構成されております。

(1) ソーシャル・コミュニケーション領域

当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、デジタルコンテンツの企画開発及び「TOKYO GIRLS COLLECTION」のIPを活用した事業等を行っております。

ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス

顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナーの啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴(2参照)を活かして口コミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマercialやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ております。

デジタルコンテンツの企画開発

キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。

「TOKYO GIRLS COLLECTION」のIPを活用した事業

TOKYO GIRLS COLLECTION等のライブイベント企画・制作・運営事業、メディア事業、プロモーション事業、プロダクトアライアンス事業、海外事業等を行うことにより収入を得ております。

その他

映画興行による配給収入、製作委員会(3)からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入、アフィリエイト収入を得ております。

(2) IPクリエイション領域

当領域では、IPの映像コンテンツ(アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ)の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開(テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ、ゲーム化、イベント運営及び海外展開等)のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。

企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP(オリジナルIP)が中心ですが、当社が保有するIPのリプロデュース(4)も一部対象としております。

2. ファスト・エンタテインメント事業の特徴

当社グループは、「スキマ時間に楽しみ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供するために、IPの新規開発から多様な流通・販売までを統合的に手掛けており、下記の特徴をもつビジネスモデルを構築しております。

なお、国際展開においても同ビジネスモデルの現地展開を推進しております。

(1) IPの短納期かつ低コストでの量産と柔軟なプロデュース

「Flash」等のデジタル制作技術を活用した独自の演出手法を開発して、コンテンツ制作工程の効率化を実現し、IPを短納期かつ低コストで大量に生産することを可能としております。これにより、映像作品やマーケティングサービスに係るコンテンツ制作に当たっては、視聴者の声や消費者の動向等をビッグデータ等から収集・分析し、適時に反映・予測することで、最新の顕在化した又は潜在的なマーケットニーズに適合したプロデュースを可能としております。具体的には、SNS等で共有されやすい時事ネタのように迅速性が要求される話題を題材としたコンテンツの提供（コンテンツの企画提案及び制作）が可能となる他、増加するメディア、チャンネル数及び動画広告等それぞれに対してオリジナルコンテンツの提供を可能としております。

(2) IPの著作権を保有することによる迅速かつ柔軟な事業展開

自社又は共同でIPを保有することで、権利許諾や調整コストを削減でき、また市場ニーズへの迅速かつ柔軟な対応ができるため、話題性の高いプロモーションプラン等の主体的な策定や実行を可能としております。

なお、キャラクター等のIPの新規開発にあたっては、当社は主に製作委員会を活用しており、当社が関与するケースでは、製作委員会への出資者を限定し、当社を含む少数で共同の著作権者（IPオーナー）となるように努めております。

(3) IPを小さく生んで大きく育てる事業展開（展開エリアの順次拡大）

地方テレビ局等の特定メディアとの共同事業では、当初は限定された地域・メディアで展開を開始し、IPの露出を増やすことで高めた認知度を踏まえて、展開する地域・メディアを拡大させる戦略をとっております。

当社は短納期かつ低コストで大量のIPを生産することが可能であるため、限定された地域・メディアにもIPを提供することが可能となり、また、複数のIPを提供した上で、視聴者の評判が良かったIPのみを選抜して展開する戦略も可能となります。さらに、共同事業であること及び当初の展開エリアが小さいことから、当社の費用負担を抑制しながら、多数のIPの事業展開が可能となります。

上記の実績事例は次のとおりです。

秘密結社 鷹の爪

当社オリジナルIPである「秘密結社 鷹の爪」は、コンテンツの量産、多面展開及び最新のマーケットニーズを捉えたストーリーを取り扱うことにより露出の相乗効果を高め、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。

具体的には、企業や自治体向けのソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、アプリやスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発、グッズ販売やイベント開催、テレビ放映・劇場公開等、多面的に展開しております。

パンパカパンツ

当社オリジナルIPである「パンパカパンツ」は、IPの展開エリアを順次拡大させ、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。静岡県内の放送局（特定エリアのメディア）との共同事業により新規開発し、当初はメディアパートナーの得意とするエリア内でソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、デジタルコンテンツ等の提供に注力しておりました。

その後、岩手・山形・熊本、全国展開（国内マス・マーケットへの展開）へと展開エリアを順次拡大し、現在はグローバル・マーケットまで拡大しております。

貝社員

当社オリジナルIPである「貝社員」は、大手映画興行会社との共同事業により、映画館の幕間の上映により認知度を拡大、ナショナルクライアント向けのソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、デジタルコンテンツ等の提供を実施するとともに全国29局ネットで放送されている朝の情報エンタテインメント番組内での「朝だよ！貝社員」の放送によりIPの展開エリアを一気に拡大し、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。

全国29局ネットでの放送以降は、ナショナルクライアントからの引き合いが急増するとともに、グッズ販売やイベント開催の機会が大きく増えております。

TOKYO GIRLS COLLECTION

当社IPである「TOKYO GIRLS COLLECTION」は、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取り組みをしております。

具体的には、従来の主に年2回のイベント開催に加え、ガールズ向けの幅広いサービスニーズが多様な業界、アジアを中心とした海外パートナー及び地方創生を担う地方自治体等との提携によりIP価値の向上(認知度の向上)を図っております。

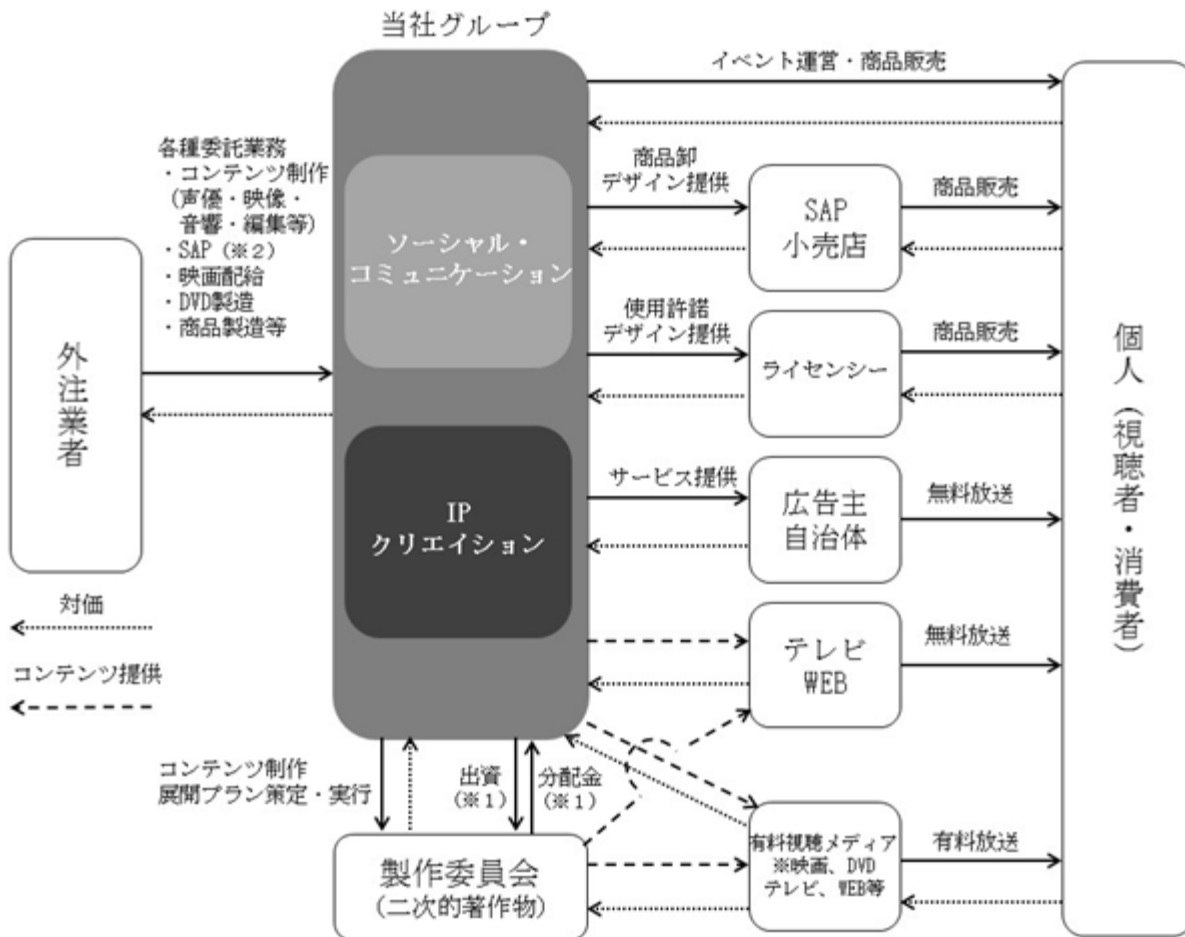
- (1) IP：著作権、商標権等の知的財産権を指すIntellectual Propertyの略称を意味します。原著作物(例：コミック、小説)に係る著作権のみならず、二次的著作物に係る著作権も含まれます。なお、二次的著作物とは、原著作物を利用して創作された著作物(例：アニメ、ドラマ、映画)をいいます。
- (2) ソーシャル・キャラクター：当社が提唱する概念であり、主にブログやSNS等のソーシャルメディアを含む、あらゆるメディアでのコミュニケーションを促進させるような特徴を持つキャラクターを意味します。例えば、「世代を選ばない広い認知度」「共有したくなる高い好感度」「話題を限定しないキャラクター設定」「ロコミ等により広がりやすい話題の提供」「ユーザーと双方向に会話する機能」等の特徴が挙げられます。
- (3) 製作委員会：アニメーションや映画の製作資金を効率的に調達すること等を目的に組成される民法上の任意組合。原則として、出資割合によって共同で製作した(原著作権者から許諾された二次的著作物の範囲内での)著作権を保有する。なお、当社は製作委員会に対する出資金を「投資その他の資産」に計上し、合理的に見積もられた方法で償却を実施している。
- (4) リプロデュース：第三者が有するIPの使用許諾を得て、原作のオリジナルの世界観をアレンジした二次的著作物(アニメーション、デジタルコンテンツ等)の制作及びメディア展開等のプラン策定・実行等。

主なIP一覧

主な展開地域	IP保有形態	主要なIP
日本	当社単独	秘密結社 鷹の爪、古墳ギャルのコフィー、電腦戦士 土管くん、菅井君と家族石、京浜家族、蛙男劇場、ごはんかいじゅうパップ、GO!GO!家電男子、サブイボマスク、耐え子の日常、TOKYO GIRLS COLLECTION他
	共同保有	パンパカパンツ、たまこちゃんとコックボー、かよえ!チュー学、バカ・ミゼラブル、にゆるにゆる!!KAKUSENくん、ぴったらず、おにくだいすき!ゼウシくん、ANISAVA、ばんきす!、貝社員、プーボーイ他
北米	当社単独	ゾンビトイ
台湾	共同保有	ペペンギン、ラピトル
タイ	共同保有	いろっくま、CHICKEN BREAK

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。

〔事業系統図〕



- (1) 著作権の使用許諾及び原作使用料の支払いを含みます。
 なお、共同IPの場合、共同IP製作委員会が製作委員会（二次的著作物）に使用許諾します。
- (2) SAP (Social Application Provider)

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社W TOKYO (注) 1、2	東京都渋谷区	207,250	ファスト・エン タテインメ ント事業	54.4	役員の兼任あり
(連結子会社) ちゅらっぴす 株式会社	沖縄県那覇市	4,000	ファスト・エン タテインメ ント事業	100.0	スマートフォン向けゲームアプリ の開発・制作外注等を行っており ます。 役員の兼任あり
その他8社					

(注) 1 . 特定子会社に該当しております。

2 . 株式会社W TOKYOについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,273,224千円
	(2) 経常利益	139,288千円
	(3) 当期純利益	161,627千円
	(4) 純資産額	397,090千円
	(5) 総資産額	2,695,828千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成31年3月31日現在

従業員数(名)
118

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループの事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成31年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52	36.0	4.6	5,190

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンを掲げております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、収益性の高い効率経営の観点から、売上高営業利益率を重要な経営指標とするとともに、キャッシュ・フロー経営についても重視していく所存であります。

(3) 経営環境及び経営戦略並びに対処すべき課題

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社の主力領域である「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

当社グループでは、既存事業やサービスのさらなる成長により収益基盤を更に強化するとともに、市場の急拡大が見込まれるVRやAR市場、ブロックチェーン市場等の新規事業領域において、早期に優位なポジションを築くことで、新たな収益機会の構築を目指してまいります。

「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、商標と運営の一体化が実現したことにより新たな価値創造へ様々な施策を展開いたします。具体的には従来の主に年2回のイベント開催に加え、ガールズ向けの幅広いサービスニーズが多様な業界、アジアを中心とした海外パートナー及び地方創生を担う地方自治体等との提携をさらに拡大・成長させてまいります。また、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取組み及び「持続可能な開発目標（SDGs）（1）」の啓発活動をしてまいりました。既存のビジネスモデルにとらわれない新規事業分野への進出も積極的に展開させてまいります。

さらに、新たに「amadana」に経営参画し、「ライフスタイル・デザイン」領域へ事業領域を拡大しております。

今後も、中長期にわたり革新的なエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

IP（著作権・商標権等の知的財産権）の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となってきました。そのため、当社グループでは迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

特に、製作委員会を用いた新規IPの開発に際しては、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

新規IPの量産とプロデュース

当社グループは、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社グループでは、ソーシャル・キャラクターや保有ブランドを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社グループは、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、ブランド・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

人材登用と能力開発

当社グループは、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開にともない、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社グループの経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社グループは、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図る方針です。

海外戦略

エンタテインメントニーズはアジア市場をはじめとして世界的に拡大している中、当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の海外展開を強化しております。

アジア諸国ではコンテンツ産業を国家的な戦略分野と位置づけて、ソフト・パワーの強化を推進しており、その市場規模は急激に拡大を続けています。一方、従来型の海外進出手法である人気作品の輸出(番組販売等)は現地放送コードに抵触しないための改変作業やファンサブサイト(2)の存在から迅速な事業展開や商業化が困難となっております。

そのため、当社グループは事業の現地展開を推進し、中国コンテンツプロデューサー会社との共同事業等、現地パートナーと共同でファスト・エンタテインメント事業を推進しております。

また、「TOKYO GIRLS COLLECTION」はクールジャパンの代表格として、従来より海外からの注目度も高く、当社グループのノウハウを活かすことで、より幅広い事業や海外展開を推進させる方針です。

当社グループは、引き続き、マルチメディア時代に適応したIPビジネスを展開させた経験をもとに、各国の有力パートナーとアライアンスを組み、ファスト・エンタテインメント事業の国際展開を積極的に推進させる方針です。

- (1) 持続可能な開発目標(SDGs)：国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。国連加盟国が合意した17の目標及び169のターゲットのことで、国際社会の課題解決について、2030年までに達成すべき目標が設定されており、達成するためには政府・国際機関・民間企業、NGO、有識者等、様々なステークホルダーのパートナーシップが必要となる。
- (2) ファンサブサイト：ファン(愛好家)がテレビ番組を録画し、放送直後からサブタイトル(字幕)を付け、字幕付映像ファイルを流通させているインターネットサイト。

内部管理体制の強化

当社は、平成30年11月27日に不適切な会計処理に関して第三者委員会より調査結果の報告を受け、当該報告に基づき過年度の決算(平成25年6月期から平成29年6月期)の修正を行い、同年12月3日に、該年度の有価証券報告書等を訂正しております。

また、これを受け、平成30年12月28日には、東京証券取引所より、「特設注意市場銘柄」の指定を受けており、1年後に内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所による審査を受ける予定であります。当該審査において、内部管理体制に問題が認められない場合には、指定は解除になりますが、問題があるとされる場合は、原則として上場廃止、または6か月間の特設注意銘柄指定の延長後の再審査となります。

このような事態は、責任感及びコンプライアンス意識の欠如、未熟なガバナンス体制と内部牽制機能の形骸化、業務プロセス・決算財務報告プロセスの不備等に起因するものであったと認識しております。

そこで、当社では、このような事態の再発防止を目的とした改善計画を策定し、資質・職責の再定義とそれを備えた人材の選定・採用及びコンプライアンス意識の強化、ガバナンス体制と内部牽制機能の強化及び活性化、業務プロセス・決算財務報告プロセスの不備の是正に努めていく所存です。

具体的な施策としては、以下のような取り組みを行っております。

a 資質・職責の再定義とそれを備えた人材の選定・採用及びコンプライアンス意識の強化

過年度の不適切な会計処理が行われた原因は、当社役員・幹部管理職の責任感の欠如及び当社役職員のコンプライアンス意識の欠如にありました。そこで、当社は代表取締役・取締役・監査役に求められる資質を再定義したうえで、その資質を備えた人材の選定・選任を行います。また、従業員の使命・職責を明確化

し、それに基づいて登用及び採用を進めつつ、個人面談等を通じて職責の徹底を図ります。そのうえで、コンプライアンス研修の実施・コンプライアンスの重要性に関する継続的発信・会計研修の実施・業務マニュアルの作成徹底を通じて、全社にわたるコンプライアンス意識及び会計リテラシーの強化に努めております。

b ガバナンス体制と内部牽制機能の強化及び活性化

当社は、取締役会、監査役会、内部監査のそれぞれにおける監督機能の不全も不適切な会計処理の要因となったと考え、これを是正してまいります。

具体的には、まず適正な会計報告に向けた経営管理体制を確立すべく、社内推進機能としての再発防止プロジェクトを設置いたしました。

次に、取締役会の監督機能を強化すべく、代表取締役の選定・解職基準、取締役の選解任基準の整備を行います。加えて、取締役間での職務分掌、予算策定方針についても見直しを行います。さらに、取締役会への付議基準・報告基準を見直し、取締役会参加者への十分な情報提供がなされるようにします。

さらに、監査役会の監督機能を強化すべく、監査役の選解任基準を整備いたします。監査役会として、社内コミュニケーションを強化するのに加え、会計監査人との深度ある協議にも取り組みます。

また、実効性のある内部監査体制を整備すべく、新たな内部監査室長を選任いたしました。この内部監査室長のもと内部監査室の情報収集機能を強化するのに加え、監査役会による内部監査機能の実効性評価を行うようにします。

そして、経営管理部に対する監督牽制機能を構築すべく、事業部と経営管理部の業務分掌についての認知の徹底を図ったうえで、CF0・内部監査室長として経営管理部に対する監督・牽制機能を果たせるように仕組みを整備いたします。さらに経営管理部に強大な権限を与えていたシステム上の特権(スーパーユーザー権限)を廃止いたしました。

最後に、内部通報制度についても、実効的に機能させる仕組みを整備いたします。

c 業務プロセス・決算財務報告プロセスの不備の是正

本件問題の再発を防止し、適正な会計報告を確保する一環で、販売プロセスをはじめとした業務プロセス及び決算財務報告プロセスの不備を洗い出し、会計監査人とも協議しつつ、業務手順及び内部統制の見直しを進めます。また、見直し後のプロセスについて内部統制評価のための文書(フローチャート、業務記述書、リスクコントロールマトリクス、チェックリスト)も整備します。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

景気変動について

マーケティング・サービスの業績は、他の広告会社と同様に、市場変化や景気の影響を受けやすい傾向があります。その中で、当社が提供するソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスやブランド・マーケティング・サービスにおいて、ソーシャルメディア広告を含むインターネット広告市場については堅調に推移すると予想しておりますが、当社グループの想定通りに市場規模が推移しない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ライセンスサービスの業績は、キャラクターグッズ等が、ユーザーにとって日常生活において必ずしも必要不可欠な商品ではないため景気動向により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合環境について

当社は映像制作の制作ツールとして主にFlashを採用しております。Flashを採用した映像コンテンツは、容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少ないなどの特徴があるため、多様なメディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となります。このため、当社が制作する映像コンテンツの多くは、様々なメディアやデバイスに低コストで同時に展開することを可能としております。

また、当社ではFlashを活用して映像の動きによる表現を意図的に制限する一方で、ストーリーやアイデアによりコンテンツの価値を高める制作手法を開発しております。このため、当社では、コンテンツのストーリー性やアイデアに関するクオリティを担保するブランド力のさらなる向上を図っております。

また、Flash作品の商業化を維持・発展させるために大量の作品を安定供給する制作システムの最適化、及びIPを成長させるための様々なメディアやデバイスへの展開のさらなる進化を図っております。

しかし、Flashは2Dや3Dなど他の制作手法と比べると、圧倒的に安価であり、一般的な性能のPCでも動作することから、制作環境を整えるのは比較的容易であるため、当社を上回るブランド力と安定供給能力及びIP成長のためのプロデュース能力と資金力を備えた新規参入企業が現れた場合、競争激化により当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

当社は、適時に多様なコンテンツを手軽に視聴したいという市場ニーズに迅速で柔軟に対応できる制作システムを構築しており、現在はFlashを主な映像制作のための制作ツールとして採用しております。他方、新たな制作ツールを採用した表現手法の多様化も進めており、さらなる付加価値の追求も図っております。しかし、制作ツールの技術革新が当社の予想を超えて進行し、当社が新しい制作ツールにスムーズに移管できなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 当社グループ事業に関するリスク

IPの成長について

当社はクオリティの高い新規IPを開発するよう努めておりますが、新規IPの全てがユーザー等の嗜好に合致するとは限らず、当初計画していた通りに進捗しない可能性があります。当社では継続的に新規IPを開発することでIPポートフォリオを構築してリスクの軽減を図っておりますが、多数のIPの成長が計画通りに進捗しない場合、製作委員会に対する出資金について減損損失を計上するなど、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

自社IPの侵害について

当社グループは単独及び共同で保有するIPをもとにビジネスをグローバルに展開しており、IPの認知度と著作権保護水準のバランスによってIP戦略を柔軟に選択しております。しかし、IPの認知度が当該国の著作権保護水準を大幅に上回った場合、海賊版や模倣品、違法配信等の権利侵害によって生じる機会損失がプロモーションコストを超過する可能性があります。個別に適切な対応を図る方針ではありますが、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

第三者の保有するIPの侵害について

当社グループは第三者の保有するIPに関して、これを侵害することのないよう留意し、制作・開発を行っております。しかしながら、当社グループの事業分野におけるIPの現況を全て把握することは非常に困難であり、当社グループが把握できていないところで第三者の保有するIPを侵害している可能性は否定できません。万一、当社グループが第三者の保有するIPを侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求又は使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。こうした場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も、積極的に新サービスないし新規事業に取り組んでいく考えであります。これにより追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、予測とは異なる状況が発生する等により新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資が回収できず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

グローバル展開について

当社グループは、世界的なスマートデバイスの普及、ブロードバンド網の発達及び成長メディアの興隆に合わせてグローバル展開を進めております。その中で各国の市場ニーズや嗜好の変化などの不確実性や、景気変動、政治的・社会的混乱、法規制等の変更、大幅な為替の変動などの潜在的なリスクが存在しており、それらのリスクに対処できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

業務・資本提携・合併等について

当社グループでは、業務・資本提携・合併等を通じた事業拡大に取り組んでおります。当社グループと提携先・合併先の持つ経営資源を融合することで、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が計画通り発揮されない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

IP買収について

IPポートフォリオの成長を加速する有効な手段として、他社の保有するIPの買収を有効に活用していく方針です。IPの買収に当たっては、リスクを吟味した上で決定しておりますが、当初見込んだ効果が計画通り発揮されない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

取引慣行等について

広告業界においては、知的財産権に関する事項を除き、取引の柔軟性や機動性を重視する取引慣行から、契約書の取り交しや発注書等の発行が行われなことが一般的であります。現在大手広告代理店等を中心に取引慣行の改善や取引の明確化が進められており、当社グループも取引先との間で事前に文書を取り交すように努め、取引の明確化を図っております。しかし上記のような取引慣行の理由から不測の事故又は紛争が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

広告・映像制作事業について

当社グループの主力事業である広告・映像制作事業においては、受注から売掛金の回収まで数か月から1年程度の期間を要する案件があります。特に映像制作事業の場合、近年急速に拡大している映画事業は受注額も拡大しており、完成まで長期を要するものも多く、売掛債権の回収期間は長期化する傾向にあります。ただし、取引先は業界大手から構成されており、与信管理の徹底により回収リスクへの対応を図っております。

当社グループは今後、売掛金回収の促進及びサイトの短縮等につとめる考えではありますが、一時的な運転資金の必要額が増加した場合、当社グループの資金繰りに影響を与える可能性があります。

資本業務提携について

当社は、令和元年5月10日開催の取締役会において、朝日放送グループHDとの間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

本提携により、当社グループは、朝日放送グループとの関係を一層強固なものとし、ファスト・エンタテインメント事業を推進することで、これまで以上に両社のシナジーを得られるものと見込んでおりますが、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携については、事業環境の悪化等により、期待される収益が得られない可能性があり、そのような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社グループ事業体制に関するリスク

小規模組織であること

当社グループの組織体制は、小規模であり、業務執行体制もそれに応じたものになっております。当社グループは、今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、人材の確保や能力開発が計画通りに進まない等の場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、今後の事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

少数の事業推進者への依存について

当社グループは小規模組織であるため、事業戦略の推進は各部門の責任者に強く依存する傾向があります。当社グループは、今後も優秀な人材の確保及び教育に努めてまいります。人材の確保及び教育が想定通りに進まない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業戦略の推進に支障をきたす可能性があります。

具体的には、代表取締役椎木隆太は、当社グループ全体の経営方針や経営戦略の策定をはじめ、業界内外・国内外に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築、新規事業の推進など、当社グループの事業活動上、重要な役割を果たしております。また、取締役小野亮は、当社の主力IPである「秘密結社 鷹の爪」の監督であるほか、CCO（Chief Creative Officer）として当社のIP全般に関する品質管理に重要な役割を果たしております。さらに、当社の連結子会社である株式会社W TOKYOの代表取締役社長である村上範義は、「TOKYO GIRLS COLLECTION」に関する業界内外・国内外に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築、「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を活用した新規事業の推進など、「TOKYO GIRLS COLLECTION」の事業活動上、重要な役割を果たしております。

当社グループでは、これら少数の事業推進者に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により当該推進者が業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制及び法令遵守に関するリスク

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営環境及び経営戦略並びに対処すべき課題 内部管理体制の強化」に記載のとおり、当社では、内部管理体制の不備等に起因し、平成30年12月28日に東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」の指定を受けております。当社では、このような事態は、責任感及びコンプライアンス意識の欠如、未熟なガバナンス体制と内部牽制機能の形骸化、業務プロセス・決算財務報告プロセスの不備等に起因するものであったと認識しております。そこで、このような事態の再発防止を目的とした改善計画を策定し、資質・職責の再定義とそれを備えた人材の選定・採用及びコンプライアンス意識の強化、ガバナンス体制と内部牽制機能の強化及び活性化、業務プロセス・決算財務報告プロセスの不備の是正に努めていく所存です。

これらの改革につきまして、当社グループでは全役職員が大きな問題意識の下、実行に意欲的に取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により、重大な過失や不正、法令違反等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、内部統制が十分に機能していないと評価されるような事態が発生した場合には、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応等での支障が生じる可能性や当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は継続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら令和元年6月期第3四半期会計期間末（平成31年3月末）において現金及び預金1,144,287千円を保有し、自己資本の増強等により必要な資金を確保できる見込みであることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、連結財務諸表等への注記は記載しておりません。

当該状況の対応策に関しましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 重要事象等について」に記載のとおりであります。

(5) その他のリスク

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度は、前連結会計年度の大幅な損失計上により利益剰余金がマイナスの状態となっており、誠に遺憾ではありますが、無配とせざるを得ない状況にあります。次期の配当につきましても、収益体質の強化と安定化を図り、内部留保を高めるよう努めたいことから、無配とさせていただきます。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、取締役、従業員及び取引先に対するインセンティブを目的として、新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。平成31年3月末現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は517,800株であり、発行済株式総数20,337,200株の2.5%に相当しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当社グループの最近連結会計年度（自平成29年7月1日至平成30年6月30日）及び最近四半期連結累計期間（自平成30年7月1日至平成31年3月31日）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(財政状態の状況)

最近連結会計年度

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比較して359,545千円増加し、6,074,726千円となりました。これは、仕掛品523,657千円の減少があったものの、現金及び預金246,175千円、受取手形及び売掛金362,928千円、関係会社株式180,090千円の増加を主要因とするものであります。

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して430,861千円増加し、4,715,246千円となりました。これは、買掛金236,204千円、前受金513,203千円の減少があったものの、短期借入金680,000千円、未払金552,604千円の増加を主要因とするものであります。

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比較して71,316千円減少し、1,359,479千円となりました。これは、当社の連結子会社の増資による資本剰余金178,561千円、非支配株主持分147,758千円の増加があったものの、親会社株主に帰属する当期純損失411,730千円の計上を主要因とするものであります。

最近四半期連結累計期間

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して1,748,827千円減少し、4,325,898千円となりました。これは、現金及び預金1,464,474千円の減少を主要因とするものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して1,124,607千円減少し、3,590,639千円となりました。これは、買掛金218,617千円の増加があったものの、短期借入金478,000千円、未払金509,605千円、長期借入金367,967千円の減少を主要因とするものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比較して624,220千円減少し、735,259千円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純損失689,550千円の計上を主要因とするものであります。

(経営成績の状況)

最近連結会計年度

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社グループでは、視聴者や消費者等の多様化し変化の早い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。

「TOKYO GIRLS COLLECTION(以下、「TGC」とする)」においては、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取組み及び「持続可能な開発目標(SDGs)()」の啓発活動をしてまいりました。

また、新たに「amadana」に経営参画し、「ライフスタイル・デザイン」領域へ事業領域を拡大しております。

ソーシャル・コミュニケーション領域においては、IP(Intellectual Property:主にキャラクター等の著作権や商標権等の知的財産権)を開発・取得し、動画広告等のマーケティングサービス提供及びスマートフォン向けゲームアプリやメッセージングアプリ向けスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発・配信などを行っております。

当連結会計年度においては、IPの露出先の拡大や展開手法の多様化によるIP価値の成長に連動し、各サービスを展開いたしました。その結果、セールスプロモーションの増益、国連ニューヨーク本部で、SDGs()推進を標榜した「TGCファッションセレモニー at 国連DDR」の開催等による「TGC」ブランドの伸長及び新規事業の順調な立ち上がり等により、前連結会計年度と比較して、売上及び利益は順調に推移いたしました。

IPクリエイション領域においては、IPの新規開発及び映画・TV・ネットメディア等の映像コンテンツの企画開発・制作及び総合的なプロデュースを展開しております。

当連結会計年度においては、各IPのTVシリーズ・WEBシリーズの継続により認知度向上及び世界観醸成に努めるとともに新規映画作品の納品・公開等を行いました。その結果、大型案件の納品があったものの、前連結会計年度以前に契約を締結した収益性の低い一部案件について納品が発生したことにより、利益はマイナスとなりましたが、前連結会計年度と比較して、売上は増加し損益は改善いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,553,092千円(前連結会計年度比38.0%増)、売上総利益は1,303,379千円(前連結会計年度比40.1%増)、営業利益は92,854千円(前連結会計年度は391,195千円の損失)、経常利益は86,646千円(前連結会計年度は411,654千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は411,730千円(前連結会計年度は868,608千円の損失)となっております。また、当連結会計年度における売上総利益率は、0.4ポイント改善し23.5%となっております。

なお、当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載はしておりません。

() 持続可能な開発目標(SDGs): 国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。国連加盟国が合意した17の目標及び169のターゲットのことで、国際社会の課題解決について、2030年までに達成すべき目標が設定されており、達成するためには政府・国際機関・民間企業、NGO、有識者等、様々なステークホルダーのパートナーシップが必要となる。

最近四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等を背景に緩やかな回復傾向が続いております。一方で、米国の政策動向、中国及び新興国経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それに伴い、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどのサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要ときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社では、視聴者や消費者等の多様化し変化の早い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。

「TOKYO GIRLS COLLECTION(以下、「TGC」とする)」においては、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取組み及び「持続可能な開発目標(SDGs)」の啓発活動をしてまいりました。

ソーシャル・コミュニケーション領域においては、IP(Intellectual Property:主にキャラクター等の著作権や商標権等の知的財産権)を開発・取得し、動画広告等のマーケティングサービス提供及びスマートフォン向けゲームアプリやメッセージングアプリ向けスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発・配信などを行っております。

当第3四半期連結累計期間においては、引き続きIPの露出先の拡大や展開手法の多様化による、IP価値の成長に連動し、各サービスを展開いたしました。その結果、「SDGs推進 TGC しずおか 2019 by TOKYO GIRLS COLLECTION」の開催及び「マイナビ presents 第28回東京ガールズコレクション2019SPRING/SUMMER」の開催等による「TOKYO GIRLS COLLECTION」ブランドの伸長があったものの、アプリゲーム関連の売上が一巡したこと及びセールスプロモーションの減収があったこと等により、前年同四半期連結累計期間と比較して、売上及び利益は減少いたしました。

IPクリエイション領域においては、IPの新規開発及び映画・TV・ネットメディア等の映像コンテンツの企画開発・制作及び総合的なプロデュースを展開しております。

当第3四半期連結累計期間においては、当社を代表するIP「秘密結社 鷹の爪」の登場人物である「吉田くん」が、山陰民放3局共同キャンペーン「テレビってザワザワキャンペーン」のキャラクターに起用されました。また、アヌシー国際アニメーション映画祭出品作であり、プチョン国際アニメーション映画祭長編部門において優秀賞・観客賞を受賞した、劇場版「若おかみは小学生!」が、毎日映画コンクールのアニメーション映画賞並びに第42回日本アカデミー賞 優秀アニメーション作品賞を受賞し、台湾と韓国での上映が決定しました。しかしながら、日本テレビ「ZIP!」内で放映をしていたアニメ「朝だよ!貝社員」が終了を迎える等、前年同期に比べ映像コンテンツの納品数が減少しており、その結果、売上及び利益は前年同四半期連結累計期間と比較して減少いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は3,629,923千円(前年同四半期比9.4%減)、営業利益は62,273千円(前年同四半期比62.2%減)、経常利益は60,176千円(前年同四半期比62.2%減)、親会社株主に帰属する四半期純損失は689,550千円(前年同四半期は117,926千円の損失)となっております。

なお、当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載はしておりません。

(キャッシュ・フローの状況)

最近連結会計年度

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ246,175千円増加し、2,608,772千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の減少は、329,761千円(前連結会計年度は238,145千円の減少)となりました。これは主に、たな卸資産の減少514,989千円による増加があったものの、税金等調整前当期純損失の計上427,756千円、売上債権の増加362,928千円、出資金の増加503,282千円、仕入債務の減少236,204千円による減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は、409,957千円(前連結会計年度は459,644千円の減少)となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出156,406千円及び関係会社株式の取得による支出203,140千円等による減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は、985,819千円(前連結会計年度は2,436,786千円の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出549,979千円による減少があったものの、短期借入金の純増減額680,000千円、長期借入れによる収入520,000千円、非支配株主からの払込みによる収入313,281千円による増加等によるものであります。

（生産、受注及び販売の実績）

最近連結会計年度

a. 生産実績

当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

区分	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
ソーシャル・コミュニケーション	4,213,956	100.1	3,197,845	101.9
IPクリエイション	178,392	128.1	702,964	36.6
合計	4,392,348	101.0	3,900,810	77.1

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当社グループの事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

3．ソーシャル・コミュニケーションの受注高及び受注残高は、主に広告・マーケティング収入によるものであります。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

区分	販売高（千円）	前年同期比（％）
ソーシャル・コミュニケーション	4,155,441	136.4
IPクリエイション	1,397,650	143.3
合計	5,553,092	138.0

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当社グループの事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

最近四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間において特記すべき事項はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

最近連結会計年度及び最近四半期連結累計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「(1) 経営成績等の概要 (財政状態の状況)」及び「(1) 経営成績等の概要 (経営成績の状況)」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境に関するリスク、事業に関するリスク、事業体制に関するリスク等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは、継続的なIPの開発及びプロデュース、IPポートフォリオのグローバル化、IPマネジメントの高度化、有力パートナーとのアライアンス、優秀な人材の採用及び能力開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスクを分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、新規IPの獲得資金、IPクリエイション領域における製作委員会への投資資金のほか、VRやAR、ブロックチェーン事業等の新規事業領域に対する投資資金があります。

当社グループでは、運転資金は主として内部資金及び借入により資金調達をしております。

最近四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,144,297千円となり、当社グループの事業を推進していく上で十分な流動性を確保しております。

経営者の問題認識と今後の方針

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後の業務拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処して行くことが必要であると認識しております。

そのため、当社グループは、エンタテインメントに求められる付加価値を、継続的に見直してまいります。そして、その新たな付加価値に対応した最適な制作システムの構築、新たな成長メディア、デバイス及びサービスを活用した柔軟なプロデュース、新たな収益機会の開発、積極的なグローバル展開等を行ってまいります。

中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンを掲げ、インターネットの進化とコンテンツ及びメディアのデジタル化の潮流の中、クリエイティブとビジネスをプロデュースするファスト・エンタテインメント事業に経営資源を集中し、インターネット時代に適合したエンタテインメントやコミュニケーションを創造してまいりました。

今後も新しいテクノロジーやサービス、メディアネットワーク及びデジタル領域の新技术に積極的に投資し、価値あるIPを開発又は獲得した上で、国内外の有力パートナーとともにブランドアライアンスリーグを形成し、世界中の人々へ笑顔や感動、サプライズを届けてまいります。

(3) 重要事象等について

当社は、「2 事業等のリスク(4) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、自己資本の増強等により必要な資金を確保できる見込みであることから、資金面に支障はないと判断しております。また、当社グループは、最近四半期連結累計期間(当第3四半期連結累計期間)において、62,273千円の営業利益を計上しております。

以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該重要事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの強化

当社保有IPであるソーシャル・キャラクターを活用した広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ることを目的としたソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスは、当社において売上総利益率が高く、過年度より安定的な収益の基盤となっております。

そのため、当社は、当該事業を強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、当社の主要IPである「秘密結社 鷹の爪」を中心とした自社IPの提案の実施、提案件数の増加を目的とした外部機関の活用等の施策を講じてまいります。

当社保有IPのIP価値向上

上記に記載のとおり、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを強化していくために、当社保有のIP価値向上が必要不可欠であると判断しております。

そのため、当社は、当社保有IPの価値向上に努め、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、SNS等での露出及び過去のテレビシリーズの配信等を通じたメディアへの露出機会を増加するための施策を講じてまいります。また、これにともなうライセンス収入の獲得も、安定した収益基盤の構築へ寄与するものと考えております。

ブランドとのシナジー創出

当社グループが保有する「TOKYO GIRLS COLLECTION」、経営参画する「amadana」等のブランドとの協業を推進し、シナジー効果を創出することにより、収益の拡大に努めまいります。

具体的には当社の強みであるプロデュース力を活かし、株式会社W TOKYO及び株式会社アマダナ総合研究所と連携し、積極的な営業推進、新規ビジネスの展開等の施策を講じてまいります。

売上原価、販売費及び一般管理費の削減

当社は、当社事業の強みであるプロデュース力及びクリエイティブを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め、収益性の改善に注力してまいります。

事業の選択と集中

当社とのシナジーが期待できない資産については処分することを検討し、当社の強みである事業に投資を集中してまいります。

自己資本の増強

詳細は、「第5 経理の状況」の四半期連結財務諸表に係る注記事項(重要な後発事象)をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

当社の子会社である株式会社W TOKYO(以下「W TOKYO」)は、平成30年3月13日開催の取締役会において、W TOKYOの持つ「TOKYO GIRLS COLLECTION」のブランド力と株式会社電通(以下「電通」)のネットワーク力、両者のプロデュース力を活かした若年層女性市場の事業開発を行うとともに、両社の企業価値の最大化を推進することを目的として、電通との間で業務提携契約を行うこと及び電通を引受人とする第三者割当増資を行うことについて決議し、同日付で契約を締結いたしました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

また、当社は、令和元年5月10日開催の取締役会において、朝日放送グループホールディングス株式会社(以下「朝日放送グループHD」という。)と当社の双方の顧客基盤、当社のコンテンツ企画力及び朝日放送グループHDのメディアとしての情報発信力を掛け合わせるにより、双方の既存顧客や新規顧客に対する新たな付加価値が提供可能であること、また、双方の海外拠点網や海外ネットワークを活用することで、顧客へのきめ細かい対応が可能であること等の認識のもと、両者の企業価値の最大化を目的として、朝日放送グループHDとの間で資本業務提携契約を締結すること及び朝日放送グループHDを引受人とする第三者割当増資を行うことについて決議し、同日付で契約を締結しました。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（最近連結会計年度）

平成30年6月期連結会計年度の設備投資の実績は僅少であり、特に記載すべき内容はありません。
なお、平成30年6月期連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

（最近四半期連結累計期間）

令和元年6月期第3四半期連結累計期間の設備投資の実績は僅少であり、特に記載すべき内容はありません。
なお、令和元年6月期第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

（最近連結会計年度）

(1) 提出会社

平成30年6月30日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数（名）
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社（東京都千代田区）	本社事務所	-	-	-	56

- (注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。
2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3．建物は賃借物件であります。年間賃借料は19,341千円であります。
4．当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 国内子会社

平成30年6月30日現在

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数（名）
			建物	工具、器具及び備品	合計	
株式会社W TOKYO	本社（東京都渋谷区）	本社事務所	10,326	1,381	11,708	36

- (注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。
2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3．建物は賃借物件であります。年間賃借料は27,972千円あります。
4．当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（最近四半期連結累計期間）

令和元年6月期第3四半期連結累計期間において、当社グループの主要な設備の状況について重要な変更はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成31年3月31日現在）

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,680,000
計	52,680,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,337,200	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	20,337,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第15回新株予約権

決議年月日	平成25年3月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 従業員 43名
新株予約権の数(個)	607
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 364,200 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月15日 至 令和4年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 (注) 2 資本組入額 100 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

最近事業年度の末日(平成30年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日(平成30年6月30日)から提出日の前月末現在(平成31年4月30日)までに変更された事項がないため、提出日の前月末現在における内容の記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

第16回新株予約権

決議年月日	平成27年11月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 監査役 4名 従業員 60名
新株予約権の数（個）	4,220 [4,160]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 422,000（注）1 [416,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	617（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 617 資本組入額 309
新株予約権の行使の条件	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日（平成30年6月30日）から提出日の前月末現在（平成31年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成28年6月期、平成29年6月期及び平成30年6月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、売上高の累計額が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- a. 平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が10,272百万円以上の場合
行使可能割合：80%
- b. 平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が12,473百万円以上の場合
行使可能割合：90%

- c. 平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が14,674百万円以上の場合
行使可能割合：100%

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権

決議年月日	平成29年10月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名 従業員 29名
新株予約権の数（個）	1,536
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 153,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	（注）3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日（平成30年6月30日）から提出日の前月末現在（平成31年4月30日）までに変更された事項がないため、提出日の前月末現在における内容の記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年6月期に当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益が251百万円以上となった場合、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第19回新株予約権

議決年月日	平成29年10月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名 従業員 29名
新株予約権の数（個）	6,114
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 611,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2
新株予約権の行使期間	令和2年10月1日 令和3年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日（平成30年6月30日）から提出日の前月末現在（平成31年4月30日）までに変更された事項がないため、提出日の前月末現在における内容の記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、令和元年6月期及び令和2年6月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、営業利益の合計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- a. 令和元年6月期及び令和2年6月期の営業利益の合計額が651百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%
- b. 令和元年6月期及び令和2年6月期の営業利益の合計額が449百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の80%
- c. 令和元年6月期及び令和2年6月期の営業利益の合計額が247百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成26年1月9日 (注)1	480	21,955	12,000	249,500	12,000	27,000
平成26年1月10日 (注)2	4,369,045	4,391,000		249,500		27,000
平成26年3月25日 (注)3	800,000	5,191,000	441,600	691,100	441,600	468,600
平成26年3月26日～ 平成26年5月15日 (注)1	263,600	5,454,600	38,165	729,265	38,165	506,765
平成26年5月16日 (注)4	10,909,200	16,363,800		729,265		506,765
平成26年5月17日～ 平成26年6月30日 (注)1	120,000	16,483,800	10,020	739,285	10,020	516,785
平成26年7月1日～ 平成27年6月30日 (注)1	42,000	16,525,800	4,200	743,485	4,200	520,985
平成27年7月1日～ 平成28年6月30日 (注)1	369,600	16,895,400	12,900	756,385	12,720	533,705
平成28年7月1日～ 平成29年6月30日 (注)5	3,345,200	20,240,600	764,188	1,520,573	764,188	1,297,893
平成29年7月1日～ 平成30年6月30日 (注)1	96,600	20,337,200	9,660	1,530,233	9,660	1,307,553

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。

3. 平成26年3月25日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増加であります。

発行価格 1,200円

引受価額 1,104円

資本組入額 552円

4. 平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。

5. 新株予約権及び第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の権利行使による増加であります。

（４）【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	15	20	39	35	8	7,112	7,239	
所有株式数 (単元)	-	10,209	3,541	17,372	21,242	88	150,871	203,323	4,900
所有株式数の割合 (%)	-	5.02	1.74	8.54	10.45	0.04	74.20	100.00	

(5)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
椎木 隆太	東京都港区	7,258	35.69
Hasbro, Inc.	1027 Newport Avenue Pawtucket, RI 02861 United States	720	3.54
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	336	1.65
日本スタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	259	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	243	1.20
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610 (常任代理人ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	178	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	176	0.87
小野 亮	東京都千代田区	175	0.86
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	156	0.77
渡辺 正博	千葉県鴨川市	153	0.75
計		9,658	47.49

(注) 1. 所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、平成30年12月31日現在の株主名簿及び令和元年5月9日までに当社が確認した実質所有株式数に基づいて記載しております。

2. 平成31年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成31年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,190	5.86
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	269	1.32

3. 椎木隆太氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社LYSが保有する株式数1,423,400株(7.00%)を含めた実質持株数を記載しております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,332,300	203,323	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 4,900		
発行済株式総数	20,337,200		
総株主の議決権		203,323	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当を行うこととしております。なお、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会となっております。

最近事業年度の配当につきましては、前事業年度の大幅な損失計上により利益剰余金がマイナスの状態となっており、誠に遺憾ではありますが、無配とせざるを得ない状況にあります。次期の配当につきましても、収益体質の強化と安定化を図り、内部留保を高めるよう努めたいことから、無配とさせていただきます予定です。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
最高(円)	4,330 1 1,268	1,212	1,269 2 1,092	965	654
最低(円)	1,616 1 664	640	750 2 530	416	338

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成28年4月15日から東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。
2. 当社株式は、平成26年3月26日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。
3. 1は、株式分割(平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。)による権利落後の株価であります。
4. 第15期の最高・最低株価のうち 2は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年11月	12月	平成31年1月	2月	3月	4月
最高(円)	312	346	193	155	211	172
最低(円)	261	140	119	133	126	130

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価であります。

5【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	CEO	椎木 隆太	昭和41年12月24日生	平成3年4月 ソニー株式会社入社 平成13年12月 有限会社パサニア(現当社)設立 代表取締役(現任) 平成24年7月 DLE-ERA 取締役(現任) 平成24年11月 DLE America, Inc.代表取締役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION (現株式会社W TOKYO)代表取締役 平成27年7月 ちゅらっぶず株式会社 取締役 平成28年9月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION (現株式会社W TOKYO)取締役会長 平成28年9月 ちゅらっぶず株式会社 代表取締役 平成28年11月 AppBeach株式会社 代表取締役 平成28年12月 株式会社エモクリ 代表取締役(現任) 平成29年2月 当社社長執行役員(現任) 平成30年3月 株式会社amadana 取締役(現任) 平成30年3月 株式会社アマダナ総合研究所 代表 取締役(現任) 平成30年3月 株式会社DLEキャピタル 代表取締役 (現任) 平成31年1月 ちゅらっぶず株式会社 取締役(現任)	(注)3	5,835,000
取締役	CCO	小野 亮	昭和46年4月9日生	平成2年4月 株式会社読売映画社入社 平成5年10月 有限会社クリート入社 平成18年6月 当社入社 平成19年9月 当社取締役(現任) FLASH本部長 平成29年2月 当社常務執行役員(現任)	(注)3	175,000
取締役	COO	高倉 喜仁	昭和53年8月17日生	平成15年4月 株式会社資生堂入社 平成26年2月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 入社 平成28年10月 当社入社、マーケティング室長 平成29年7月 当社執行役員 平成29年10月 当社ビジネスクリエーション事業部 長 平成30年1月 当社コミュニケーションプロデュー ス事業部長 平成31年1月 当社常務執行役員(現任) 平成31年2月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役		ダンカン・ ピリング	昭和34年1月22日生	昭和56年9月 UNILEVER PLC.入社 昭和58年4月 KENNER PARKER TONKA INC.入社 昭和63年6月 Hasbro UK LTD入社 平成9年7月 Hasbro, Inc.入社 平成18年8月 当社取締役(現任) 平成20年8月 Hasbro, Inc. Chief Development Officer 平成25年3月 Hasbro, Inc. Executive Vice President(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		夏野 剛	昭和40年3月17日生	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成8年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社NTTドコモ) 執行役員 マルチメディアサービス部長 平成20年5月 慶應義塾大学大学院 政策メディア研究科 特別招聘教授(現任) 平成20年6月 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 平成20年6月 ぴあ株式会社 取締役 平成20年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役(現任) 平成20年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締役 平成20年12月 株式会社ドワンゴ 取締役 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成21年9月 グリー株式会社 社外取締役(現任) 平成22年12月 株式会社U-NEXT(現株式会社USEN-NEXT HOLDINGS) 社外取締役(現任) 平成25年6月 トレンダーズ株式会社 社外取締役 平成26年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現カドカワ株式会社) 取締役 平成28年8月 日本オラクル株式会社 社外取締役(現任) 平成29年6月 株式会社AWSホールディングス(現株式会社Ubicomホールディングス) 社外取締役(現任) 平成31年2月 株式会社ドワンゴ 代表取締役(現任)	(注)3	10,000
常勤監査役		若林 博史	昭和25年8月20日生	昭和49年9月 監査法人朝日会計社入所 昭和53年3月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人朝日新和会計社社員 平成13年5月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員 平成24年9月 当社監査役(現任) 平成27年6月 ゼリア新薬工業株式会社 社外監査役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		並木 安生	昭和48年9月16日生	平成8年11月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成16年1月 税理士法人トーマツ入所 平成20年2月 並木安生会計事務所(現共同会計事務所すいらんコンサルティング)開業 平成21年2月 当社監査役(現任) 平成24年9月 ハンナ インスツルメンツ・ジャパン株式会社 非常勤監査役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION(現株式会社W TOKYO) 監査役(現任) 平成27年7月 ちゅらっぶす株式会社 監査役(現任) 平成28年11月 AppBeach株式会社 監査役 平成30年3月 株式会社アマダナ総合研究所 監査役(現任) 平成30年3月 株式会社DLEキャピタル 監査役(現任)	(注)4	-
監査役		砂田 有紀 (旧姓: 佐藤 有紀)	昭和52年5月27日生	平成17年10月 山本綜合法律事務所(現山本・柴崎法律事務所)入所 平成18年5月 ホワイト&ケース法律事務所入所 平成25年10月 弁護士法人苗村法律事務所社員 平成26年9月 学校法人立教学院立教大学兼任講師 平成26年11月 株式会社T & Cコンサルティング取締役 平成27年3月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン監事 平成27年5月 株式会社はてな監査役(現任) 平成28年6月 株式会社Z U U監査役(現任) 平成28年9月 当社監査役(現任) 平成30年10月 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任) 平成31年1月 創・佐藤法律事務所パートナー(現任)	(注)5	-
計						6,020,000

- (注) 1. 取締役ダンカン・ピリング、夏野剛は、社外取締役であります。
2. 監査役若林博史、並木安生、砂田有紀は、社外監査役であります。
3. 平成29年9月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。なお、増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までであります。
4. 平成29年9月25日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成28年9月12日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。具体的には、株主に対する説明責任を果たすべく迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、変化の速い経営環境に対応した迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制の強化、充実に努め、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定める事項の他、経営方針・経営戦略等経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。社外監査役には公認会計士を1名、公認会計士及び税理士を1名、弁護士を1名含んでおります。監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

(c) 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役で構成され、オブザーバーとして、常勤監査役及び代表取締役が指名する管理職が出席し、原則として毎週1回開催しております。経営会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図るため、経営上の重要な事項に関する審議、各事業の進捗状況の検討、月次業績の予実分析と審議及び取締役会付議事項の協議等を行っております。

(d) コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、代表取締役、各部長、各室長、その他委員長が必要と認めた者で構成されております。コンプライアンス委員会では、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・管理に関する指導、法令遵守施策の審議、法令遵守等の実施状況のモニタリング、当社役職員に対するコンプライアンスについての研修・啓蒙活動の協議等を行うこととしております。

なお、平成30年11月27日付で受領した調査報告書にてコンプライアンス委員会が機能していないとの指摘を受け、平成31年1月1日付で、コンプライアンス委員会の機能の実効性を担保するため、一時的にコンプライアンス委員会の機能を担う再発防止プロジェクト(以下、再発防止PJ)を発足しております。

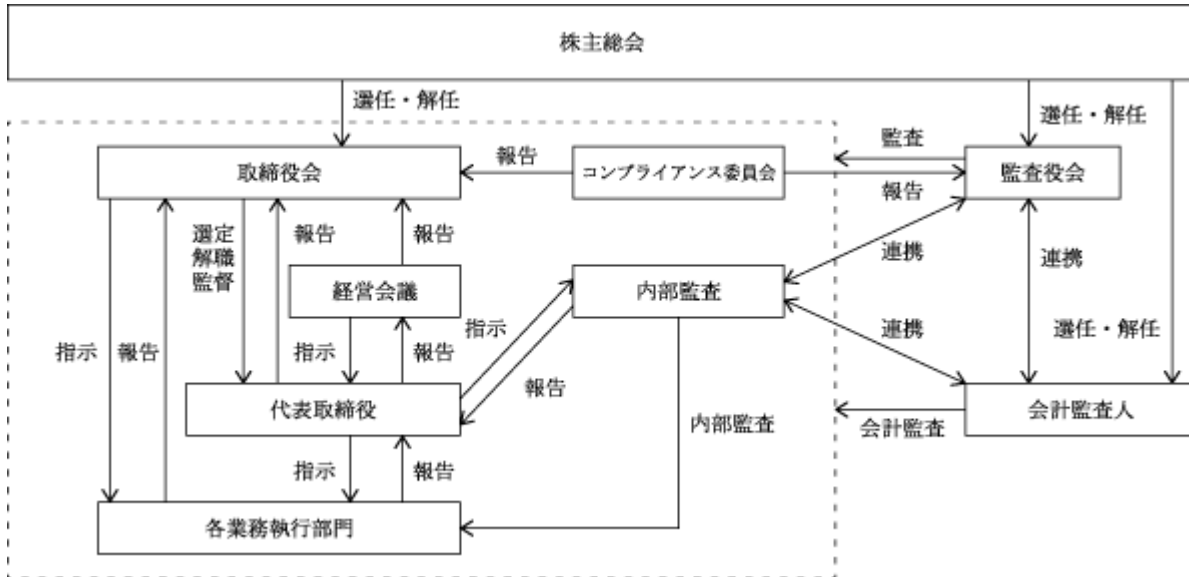
再発防止PJでは、令和元年5月10日に開示いたしました「改善計画・状況報告について」に則して各施策の具体化を進め、改善計画の進捗管理も行い、その活動状況について定時取締役会に報告を行う他、コンプライアンス委員会の役割であるコンプライアンス体制の構築・維持・管理に関する指導、法令遵守施策の審議、法令遵守等の実施状況のモニタリング、当社役職員に対するコンプライアンスについての研修・啓蒙活動の協議等を行って参ります。

また、再発防止PJは、内部管理体制確認書を提出し、内部管理体制の改善が完了したタイミングでコンプライアンス委員会へ改組し、継続的なコンプライアンス意識の醸成に向けた活動に取り組んでいく方針です。

b. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。

<コーポレート・ガバナンスに関する図>



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき、以下のとおり内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存、管理する。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。

(d) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査室は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督しております。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

(i) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(j) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

d. リスク管理体制の整備の状況

コンプライアンス委員会等のリスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行っております。経営上のリスク分析及び対策の検討等のリスクマネジメントについては、各部門での情報収集をもとに経営会議にて行っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士などの外部専門家等から助言を受ける体制を構築するとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、経営者直轄の他部門から独立した専任組織を設置して、体制面の充実を図り、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役監査につきましては、当社の監査役会は独立性を確保した社外監査役3名で構成されており、監査役会は原則として毎月1回開催しております。また監査役は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、意思決定の過程を監査する他、重要な決裁書類の閲覧等により業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

会計監査の状況

当社は、アスカ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当社の業務を執行した公認会計士は若尾典邦氏及び石渡裕一郎氏の2名であります。補助者の構成は公認会計士4名、その他1名となっております。なお、継続監査年数につきましては全員7年以内であるため、記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役及び社外監査役については、専門家としての高い見識等に基づき、客観的、中立性ある助言及び社内取締役の職務執行の監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、充実に寄与する機能及び役割を果たしているものと考えております。

当社の社外取締役夏野剛は、当社株式10,000株を保有しております。また、社外取締役ダンカン・ピリングは、当社の資本提携先であるHasbro, Inc. (当社株式720,000株を保有)のExecutive Vice Presidentであり、当社とHasbro, Inc.の間には営業上の取引があります。ただし、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。それ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役ダンカン・ピリングは、米国企業の取締役を兼任しており、コーポレート・ガバナンスに関する高い意識と環境下での豊富な経営経験を有しております。

社外取締役夏野剛は、株式会社ダウンゴ代表取締役社長の兼任に加え、多くの企業の社外取締役に就任し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しております。

社外監査役若林博史は、公認会計士として豊富な経験と会計及び監査に関する専門知識を有しており、監査法人でのIPO支援を含む経験を有しております。

社外監査役並木安生は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と会計税務及びM&Aに関する専門知識を有しております。

社外監査役砂田有紀は、弁護士として豊富な経験と知的財産権に関する専門知識を有しております。

なお、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特段定めたものではありませんが、その選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、客観的かつ公正な経営監視体制を確立できることを個別に判断しております。

役員報酬の内容(平成30年6月期)

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	60,433	60,433	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	11,960	11,960	-	-	-	4

(注) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額200,000千円以内、監査役が年額40,000千円以内であります。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各役員の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件について責任限度額に限定する契約を定めることができる旨を定款に定めております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とするものであります。

取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の責任を法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務戦略等を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 4銘柄
貸借対照表計上額の合計額 158,306千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000		25,000	
連結子会社	5,000		9,000	
計	27,000		34,000	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、事業規模や業務の特性、監査日数・監査業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成31年1月1日から平成31年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アスカ監査法人による四半期レビューを受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第17期連結会計年度及び第17期事業年度並びに第18期第1四半期連結会計期間及び第18期第1四半期連結累計期間	有限責任 あずさ監査法人
第18期第2四半期連結会計期間及び第18期第2四半期連結累計期間並びに第18期第3四半期連結会計期間及び第18期第3四半期連結累計期間	アスカ監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称
アスカ監査法人
退任する監査公認会計士等の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 異動の年月日

平成30年12月14日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成29年9月25日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、平成30年12月3日に公表いたしました「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、平成30年9月3日に外部から指摘を受け、過去5期分（平成25年6月期から平成29年6月期）及び平成30年6月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等の会計処理に関して、不適切な会計処理がなされている疑義が生じました。これを受け、当社は、より独立した立場から、事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断したため、平成30年9月14日付で外部の専門家による第三者委員会を設置し調査を行い、平成30年11月27日付で第三者委員会から調査結果の報告を受けました。当社は、当該調査結果を踏まえ、当社の映像制作事業における売上高の取消し等の訂正を実施するとともに、連結の範囲、減損損失、税金計算及び税効果会計の見直し等の訂正を実施し、過年度の有価証券報告書等及び決算短信等を訂正し、有限責任 あずさ監査法人より無限定適正意見を付した監査報告書を受領した上で、平成30年12月3日に、訂正有価証券届出書、訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書を関東財務局に提出いたしました。

当社は、これらの訂正報告書の作成と並行して、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と、令和元年6月期の監査業務体制及び当社の内部統制の改善計画について継続的な協議を行ってまいりましたが、過年度及び平成30年6月期の監査状況、第三者委員会の調査結果を踏まえ、同監査法人より、当社が過年度において役職員の関与等が疑われる不適切な会計処理を実施し、また、不適切な監査対応をしたことが疑われる事実により、会計監査人を継続することはできないとの申し出を受けました。これを受け、当社は、両者共に誠実に協議した結果、同監査法人と合意の上、監査契約を継続しないことといたしました。

これにともない、令和元年6月期第2四半期のレビューを早期に開始し、適正な監査業務を継続される体制を維持するため、当社監査役会はアスカ監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、退任にあたり有限責任 あずさ監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
有限責任 あずさ監査法人からは、特に加える点はない旨の回答をいただいております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当連結会計年度 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,362,596	2,608,772
受取手形及び売掛金	670,540	1,033,468
仕掛品	690,102	166,444
その他	650,694	730,816
貸倒引当金	19,713	16,230
流動資産合計	4,354,220	4,523,270
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,584	21,374
減価償却累計額	8,150	10,558
建物(純額)	12,434	10,815
工具、器具及び備品	30,531	23,407
減価償却累計額	27,921	20,920
工具、器具及び備品(純額)	2,610	2,487
有形固定資産合計	15,044	13,303
無形固定資産		
のれん	666,872	594,122
商標権	606,898	533,123
その他	2,755	2,940
無形固定資産合計	1,276,525	1,130,187
投資その他の資産		
投資有価証券	1,900	158,306
関係会社株式	14,000	194,090
敷金及び保証金	53,481	53,713
その他	10	1,854
投資その他の資産合計	69,391	407,964
固定資産合計	1,360,960	1,551,455
資産合計	5,715,181	6,074,726
負債の部		
流動負債		
買掛金	612,499	376,295
短期借入金	450,000	1,130,000
1年内返済予定の長期借入金	476,620	489,519
未払金	236,528	789,132
前受金	845,370	332,167
賞与引当金	5,052	12,000
その他	195,173	165,830
流動負債合計	2,821,244	3,294,944
固定負債		
長期借入金	1,463,141	1,420,302
固定負債合計	1,463,141	1,420,302
負債合計	4,284,385	4,715,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,520,573	1,530,233
資本剰余金	1,689,536	1,868,097
利益剰余金	1,779,618	2,191,348
株主資本合計	1,430,491	1,206,982
新株予約権	304	4,738
非支配株主持分	-	147,758
純資産合計	1,430,795	1,359,479
負債純資産合計	5,715,181	6,074,726

【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成31年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,144,297
受取手形及び売掛金	1,016,562
仕掛品	163,517
その他	567,946
貸倒引当金	14,466
流動資産合計	2,877,856
固定資産	
有形固定資産	12,583
無形固定資産	
のれん	539,560
商標権	475,022
その他	3,295
無形固定資産合計	1,017,878
投資その他の資産	
投資有価証券	201,612
関係会社株式	109,614
出資金	4,717
その他	101,635
投資その他の資産合計	417,579
固定資産合計	1,448,041
資産合計	4,325,898
負債の部	
流動負債	
買掛金	594,912
短期借入金	652,000
1年内返済予定の長期借入金	496,253
未払金	279,526
賞与引当金	7,461
その他	508,150
流動負債合計	2,538,304
固定負債	
長期借入金	1,052,335
固定負債合計	1,052,335
負債合計	3,590,639
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,530,233
資本剰余金	1,868,097
利益剰余金	2,881,819
株主資本合計	516,511
新株予約権	4,738
非支配株主持分	214,009
純資産合計	735,259
負債純資産合計	4,325,898

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	4,022,920	5,553,092
売上原価	1,309,276	4,249,712
売上総利益	930,160	1,303,379
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	451,384	378,185
業務委託費	168,446	127,436
貸倒引当金繰入額	18,316	3,482
賞与引当金繰入額	6,552	6,947
その他	676,656	701,438
販売費及び一般管理費合計	1,321,356	1,210,525
営業利益又は営業損失()	391,195	92,854
営業外収益		
受取利息	59	51
為替差益	1,742	-
助成金収入	1,400	5,970
その他	87	2,026
営業外収益合計	3,289	8,048
営業外費用		
支払利息	8,707	9,574
株式交付費	15,033	2,476
その他	7	2,205
営業外費用合計	23,748	14,256
経常利益又は経常損失()	411,654	86,646
特別損失		
減損損失	2,291,446	2,514,403
投資有価証券評価損	65,499	-
関係会社株式評価損	55,393	-
特別退職金	44,699	-
特別損失合計	457,039	514,403
税金等調整前当期純損失()	868,694	427,756
法人税、住民税及び事業税	5,007	36,124
法人税等調整額	-	54,311
法人税等合計	5,007	18,186
当期純損失()	873,701	409,570
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失()	5,092	2,159
親会社株主に帰属する当期純損失()	868,608	411,730

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
当期純損失()	873,701	409,570
包括利益	873,701	409,570
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	868,608	411,730
非支配株主に係る包括利益	5,092	2,159

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年7月1日 至平成31年3月31日)
売上高	3,629,923
売上原価	2,635,732
売上総利益	994,190
販売費及び一般管理費	931,917
営業利益	62,273
営業外収益	
受取利息	59
補助金収入	3,420
出資金返還益	3,927
その他	553
営業外収益合計	7,959
営業外費用	
支払利息	9,484
その他	572
営業外費用合計	10,057
経常利益	60,176
特別利益	
関係会社株式売却益	41,974
その他	2,789
特別利益合計	44,764
特別損失	
減損損失	1 21,589
特別調査費用	2 431,692
課徴金	3 169,000
関係会社株式売却損	24,471
その他	28,500
特別損失合計	675,254
税金等調整前四半期純損失()	570,314
法人税、住民税及び事業税	42,972
法人税等調整額	10,013
法人税等合計	52,986
四半期純損失()	623,300
非支配株主に帰属する四半期純利益	66,250
親会社株主に帰属する四半期純損失()	689,550

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年7月1日 至平成31年3月31日)
四半期純損失()	623,300
四半期包括利益	623,300
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	689,550
非支配株主に係る四半期包括利益	66,250

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	756,385	533,705	917,948	372,141	318	372,459
当期変動額						
新株の発行	764,188	764,188		1,528,376		1,528,376
連結範囲の変動			6,939	6,939		6,939
連結子会社株式の取得による持分の増減		3,495		3,495		3,495
連結子会社株式の売却による持分の増減		388,147		388,147		388,147
親会社株主に帰属する当期純損失()			868,608	868,608		868,608
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					14	14
当期変動額合計	764,188	1,155,831	861,669	1,058,350	14	1,058,335
当期末残高	1,520,573	1,689,536	1,779,618	1,430,491	304	1,430,795

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当期首残高	1,520,573	1,689,536	1,779,618	1,430,491	304	-	1,430,795
当期変動額							
新株の発行	9,660	9,660		19,320			19,320
連結子会社の増資による持分の増減		168,900		168,900			168,900
親会社株主に帰属する当期純損失()			411,730	411,730			411,730
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					4,434	147,758	152,192
当期変動額合計	9,660	178,560	411,730	223,509	4,434	147,758	71,316
当期末残高	1,530,233	1,868,097	2,191,348	1,206,982	4,738	147,758	1,359,479

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	868,694	427,756
減価償却費	81,461	81,802
のれん償却額	60,624	72,749
貸倒引当金の増減額(は減少)	18,619	3,482
賞与引当金の増減額(は減少)	2,447	6,947
受取利息	59	51
支払利息	8,707	9,574
為替差損益(は益)	1,259	34
減損損失	291,446	514,403
投資有価証券評価損益(は益)	65,499	-
関係会社株式評価損	55,393	-
特別退職金	44,699	-
売上債権の増減額(は増加)	6,322	362,928
たな卸資産の増減額(は増加)	262,146	514,989
出資金の増減額(は増加)	183,997	503,282
仕入債務の増減額(は減少)	138,808	236,204
その他	408,585	23,369
小計	151,079	309,905
利息及び配当金の受取額	59	51
利息の支払額	8,247	9,418
法人税等の支払額	78,877	-
法人税等の還付額	-	34,210
特別退職金の支払額	-	44,699
営業活動によるキャッシュ・フロー	238,145	329,761
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,333	3,745
有形固定資産の売却による収入	-	250
無形固定資産の取得による支出	97,318	46,682
投資有価証券の取得による支出	1,900	156,406
関係会社株式の取得による支出	14,000	203,140
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 341,460	-
敷金及び保証金の差入による支出	1,631	1,898
敷金及び保証金の回収による収入	-	1,666
投資活動によるキャッシュ・フロー	459,644	409,957
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	20,000	680,000
長期借入れによる収入	944,436	520,000
長期借入金の返済による支出	432,893	549,979
株式の発行による収入	1,504,220	18,062
非支配株主からの払込みによる収入	-	313,281
新株予約権の発行による収入	9,122	4,455
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	1,340	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	393,240	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,436,786	985,819
現金及び現金同等物に係る換算差額	782	75
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,739,779	246,175
現金及び現金同等物の期首残高	599,494	2,362,596
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	23,322	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,362,596	1 2,608,772

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社W TOKYO

ちゅらっぴす株式会社

(2) 非連結子会社の数 6社

非連結子会社の名称

DLE America, Inc.

AppBeach株式会社

夢響年代股份有限公司(DLE-ERA)

株式会社DLEキャピタル

株式会社アマダナ総合研究所

double jump.tokyo株式会社

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法非適用会社の数 8社

持分法非適用会社の名称

DLE America, Inc.

AppBeach株式会社

夢響年代股份有限公司(DLE-ERA)

株式会社DLEキャピタル

株式会社アマダナ総合研究所

double jump.tokyo株式会社

株式会社エモクリ

コヨーテ株式会社

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(1～5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資その他の資産

出資金

製作委員会への出資金であり、著作権収入の見積発生期間(2年)に基づく定率法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を当連結会計年度に適用し、平成30年4月1日以後、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い

(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

令和元年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当連結会計年度 (平成30年6月30日)
関係会社株式	14,000千円	194,090千円

(連結損益計算書関係)

- 1 たな卸資産の帳簿価額の切下額

期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
80,223千円	-千円

- 2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)

- (1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要、減損損失の金額

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	有形固定資産(工具、器具及び備品)、ソフトウェア	東京都千代田区	95,204
その他	出資金(注)	東京都千代田区	196,241

(注) すべて製作委員会に対する出資金であります。

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産及び出資金における収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

- (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としてプロジェクト単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額が零であるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

- (1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要、減損損失の金額

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	有形固定資産(工具、器具及び備品)、ソフトウェア、その他	東京都千代田区	42,513
その他	出資金(注)	東京都千代田区	471,890

(注) すべて製作委員会に対する出資金であります。

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産及び出資金における収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

- (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としてプロジェクト単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額が零であるため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	16,895,400	3,345,200		20,240,600

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 3,345,200株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	権利行使条件付 第16回新株予約権		475,500		21,000	454,500	304
	行使価額修正条項付 第17回新株予約権			2,534,000	2,534,000		
合計			475,500	2,534,000	2,555,000	454,500	304

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	20,240,600	96,600		20,337,200

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 96,600株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	権利行使条件付 第16回新株予約権		454,500		32,500	422,000	282
	権利行使条件付 第18回新株予約権			153,600		153,600	4,113
	権利行使条件付 第19回新株予約権			611,400		611,400	342
合計			454,500	765,000	32,500	1,187,000	4,738

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	2,362,596千円	2,608,772千円
預入期間が3か月を超える定期預金	"	"
現金及び現金同等物	2,362,596千円	2,608,772千円

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

株式の取得により新たに株式会社W mediaを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	303,525千円
固定資産	61,692 "
のれん	727,497 "
流動負債	614,615 "
固定負債	83,100 "
株式の取得価額	395,000千円
現金及び現金同等物	53,539 "
差引：取得のための支出	341,460千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、時価評価されていない有価証券であるため、市場価格の変動リスクはありません。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後15年以内であることから、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとにと与信管理、期日管理及び残高管理を行うことにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、借入金については、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2をご参照ください)。

前連結会計年度(平成29年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,362,596	2,362,596	
(2) 受取手形及び売掛金	670,540		
貸倒引当金()	19,713		
	650,826	650,826	
資産計	3,013,423	3,013,423	
(1) 買掛金	612,499	612,499	
(2) 短期借入金	450,000	450,000	
(3) 未払金	236,528	236,528	
(4) 長期借入金	1,939,761	1,936,400	3,360
負債計	3,238,789	3,235,428	3,360

() 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成30年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,608,772	2,608,772	
(2) 受取手形及び売掛金	1,033,468		
貸倒引当金()	16,230		
	1,017,237	1,017,237	
資産計	3,626,009	3,626,009	
(1) 買掛金	376,295	376,295	
(2) 短期借入金	1,130,000	1,130,000	
(3) 未払金	789,132	789,132	
(4) 長期借入金	1,909,821	1,906,424	3,397
負債計	4,205,248	4,201,851	3,397

() 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当連結会計年度 (平成30年6月30日)
投資有価証券(非上場株式)	1,900	158,306
関係会社株式(非上場株式)	14,000	194,090
敷金及び保証金	53,481	53,713

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,362,596			
受取手形及び売掛金	670,540			
合計	3,033,136			

当連結会計年度(平成30年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,608,772			
受取手形及び売掛金	1,033,468			
合計	3,642,240			

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	450,000					
長期借入金	476,620	470,248	449,908	235,396	60,809	246,780
合計	926,620	470,248	449,908	235,396	60,809	246,780

当連結会計年度(平成30年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,130,000					
長期借入金	489,519	504,626	307,384	132,797	94,715	380,780
合計	1,619,519	504,626	307,384	132,797	94,715	380,780

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年6月30日)

その他有価証券(当連結会計年度の貸借対照表計上額1,900千円)は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(平成30年6月30日)

その他有価証券(当連結会計年度の貸借対照表計上額158,306千円)は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)

当連結会計年度において、投資有価証券について65,499千円(その他有価証券の株式65,499千円)及び関係会社株式について55,393千円減損処理を行っております。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当連結会計年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年10月15日	平成25年3月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 6名	取締役 3名	取締役 2名 従業員 43名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 180,000株	普通株式 600,000株
付与日	平成20年2月1日	平成20年10月16日	平成25年3月15日
権利確定条件	(注)1	(注)1	(注)1
対象勤務期間	自平成20年2月1日 至平成22年10月31日	自平成20年10月16日 至平成22年10月16日	自平成25年3月15日 至平成27年3月14日
権利行使期間	自平成22年11月1日 至平成29年12月20日	自平成22年10月17日 至平成29年12月20日	自平成27年3月15日 至令和4年9月19日

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成28年12月19日	平成29年4月10日	平成29年4月13日	平成29年4月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名	社外協力者 1名	取締役 2名 社外協力者 1名	監査役 1名 社外協力者 20名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株 (注)2	普通株式 400株	普通株式 4,000株	普通株式 1,240株
付与日	平成28年12月20日	平成29年4月11日	平成29年4月14日	平成29年4月21日
権利確定条件	(注)3	(注)4	(注)3, 4	(注)3, 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自平成30年12月20日 至令和8年12月19日	自平成31年4月11日 至令和9年4月10日	自平成31年4月14日 至令和9年4月13日	自平成31年4月21日 至令和9年4月20日

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第5回新株予約権	第5回(役員) 新株予約権	第6回新株予約権	第6回-2新株予約権
決議年月日	平成29年9月20日	平成29年9月20日	平成29年9月20日	平成30年1月30日
付与対象者の区分及び人数	従業員 31名	取締役 2名	社外協力者 14名	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 725株	普通株式 800株	普通株式 475株	普通株式 20株
付与日	平成29年9月21日	平成29年9月21日	平成29年9月21日	平成30年1月31日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)4	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自令和元年9月21日 至令和9年9月20日	自令和元年9月21日 至令和9年9月20日	自令和元年9月21日 至令和9年9月20日	自令和元年9月21日 至令和9年9月20日

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第7回新株予約権	第7回-2新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成30年6月15日	平成30年6月15日	平成30年6月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員 34名	取締役 4名 監査役 1名	社外協力者 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,150株	普通株式 3,750株	普通株式 600株
付与日	平成30年6月22日	平成30年6月22日	平成30年6月22日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自令和2年6月22日 至令和10年6月21日	自令和2年6月22日 至令和10年6月21日	自令和2年6月22日 至令和10年6月21日

- (注) 1 . 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社の株式が証券取引所へ上場した場合に限り行使することができる。
- 2 . 平成29年4月1日付で1株を100株にする株式分割を実施しており、分割後の株式数によって記載しております。
- 3 . 権利行使時において株式会社W TOKYOの役員、従業員であることを要する。ただし、株式会社W TOKYO株式が証券取引所へ上場した場合に限り行使することができる。
- 4 . 株式会社W TOKYO株式が証券取引所へ上場した場合に限り行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

(単位:株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後			
前連結会計年度末	1,200	60,000	427,200
権利確定			
権利行使		34,800	61,800
失効	1,200	25,200	1,200
未行使残			364,200

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末	20,000	400	4,000	1,240
付与				
失効				
権利確定				
未確定残	20,000	400	4,000	1,240
権利確定後				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第5回新株予約権	第5回(役員) 新株予約権	第6回新株予約権	第6回-2 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末				
付与	725	800	475	20
失効				
権利確定				
未確定残	725	800	475	20
権利確定後				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第7回新株予約権	第7回-2 新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末			
付与	1,150	3,750	600
失効			
権利確定			
未確定残	1,150	3,750	600
権利確定後			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

(注)当社の連結子会社である株式会社W TOKYOにおいて、平成29年4月1日付で1株を100株にする株式分割を実施しており、分割後の株式数によって記載しております。

単価情報

(単位:円)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年10月15日	平成25年3月14日
権利行使価格	200	200	200
行使時平均株価		478	480
付与日における 公正な評価単価			

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成28年12月19日	平成29年4月10日	平成29年4月13日	平成29年4月20日
権利行使価格	4,740	4,740	4,740	4,740
行使時平均株価				
付与日における 公正な評価単価				

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第5回新株予約権	第5回（役員） 新株予約権	第6回新株予約権	第6回-2 新株予約権
決議年月日	平成29年9月20日	平成29年9月20日	平成29年9月20日	平成30年1月30日
権利行使価格	18,000	18,000	18,000	18,000
行使時平均株価				
付与日における 公正な評価単価				

会社名	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO	株式会社W TOKYO
	第7回新株予約権	第7回-2 新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成30年6月15日	平成30年6月15日	平成30年6月15日
権利行使価格	37,000	37,000	37,000
行使時平均株価			
付与日における 公正な評価単価			

(注)当社の連結子会社である株式会社W TOKYOにおいて、平成29年4月1日付で1株を100株にする株式分割を実施しており、分割後の価格に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

株式会社W TOKYO

株式会社W TOKYOは未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法により算定した価格を用いております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 968,959千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 30,453千円 |

（追加情報）

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年11月27日 取締役会 第16回新株予約権	平成29年10月17日 取締役会 第18回新株予約権	平成29年10月17日 取締役会 第19回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 監査役 4名 従業員 60名	取締役 3名 監査役 3名 従業員 29名	取締役 3名 監査役 3名 従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 475,500株	普通株式 153,600株	普通株式 611,400株
付与日	平成27年12月15日	平成29年11月7日	平成29年11月7日
権利確定条件	(注)2, 5, 6, 7, 8	(注)3, 5, 6, 7, 8	(注)4, 5, 6, 7, 8
対象勤務期間	勤務対象期間の定め はありません。	勤務対象期間の定め はありません。	勤務対象期間の定め はありません。
権利行使期間	自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日	自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日	自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

- 平成28年6月期、平成29年6月期及び平成30年6月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、売上高の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
 - 平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が10,272百万円以上の場合
行使可能割合：80%
 - 平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が12,473百万円以上の場合
行使可能割合：90%
 - 平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が14,674百万円以上の場合
行使可能割合：100%
- 新株予約権者は、平成30年6月期に当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益が251百万円以上となった場合、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- 新株予約権者は、令和元年6月期及び令和2年6月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益の合計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
 - 令和元年6月期及び令和2年6月期の営業利益の合計額が651百万円以上の場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
 - 令和元年6月期及び令和2年6月期の営業利益の合計額が449百万円以上の場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の80%
 - 令和元年6月期及び令和2年6月期の営業利益の合計額が247百万円以上の場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の60%
- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年11月27日 取締役会 第16回新株予約権	平成29年10月17日 取締役会 第18回新株予約権	平成29年10月17日 取締役会 第19回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	454,500	-	-
付与	-	153,600	611,400
失効	32,500	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	422,000	153,600	611,400
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年11月27日 取締役会 第16回新株予約権	平成29年10月17日 取締役会 第18回新株予約権	平成29年10月17日 取締役会 第19回新株予約権
権利行使価格 (円)	617	200	200
行使時平均株価 (円)	-	-	-

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当連結会計年度 (平成30年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6,083千円	4,969千円
棚卸資産評価損	23,289 "	21,240 "
減価償却超過額	203,356 "	270,529 "
関係会社株式評価損	17,096 "	16,410 "
投資有価証券評価損	20,056 "	20,056 "
繰越欠損金	335,226 "	304,036 "
その他	3,966 "	13,180 "
繰延税金資産小計	609,075千円	650,422千円
評価性引当額	609,075 "	596,111 "
繰延税金資産合計	- 千円	54,311千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度においては、税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容

結合企業の名称 株式会社W TOKYO(当社の連結子会社)
事業の内容 「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を活用したビジネス

(2) 企業結合日 平成30年3月20日

(3) 企業結合の法的形式

当社以外の第三者(株式会社電通)を引受人とする第三者割当増資

(4) 結合後企業の名称 変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

「TOKYO GIRLS COLLECTION」のブランド力と株式会社電通のネットワーク力、両者のプロデュース力を活かした若年層女性市場の事業開発を行うとともに、両社の企業価値の最大化を推進することを目的とし、本増資を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業結合基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

非支配株主への子会社株式の第三者割当増資による持分増加

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

149,922千円

(資産除去債務関係)

当社グループは、不動産賃貸契約に基づく本社ビル等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループはファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。
- (2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- (4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	椎木 隆太			当社代表取締役、子会社代表取締役	(被所有) 直接 36.09%	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注) 1、2	55,440		
役員	川島 崇			当社取締役、子会社代表取締役	(被所有) 直接 0.36%	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注) 3	12,000		
重要な子会社の役員	村上 範義			子会社代表取締役		株式の売却	子会社株式の売却 (注) 5	123,240		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 Colovita (注) 4	東京都新宿区	100	ゲーム、システム開発における企画、開発、コンサルティング業務等		コンサルティングフィーの支払、業務委託料の支払、役員の兼務	コンサルティングフィーの支払 (注) 6	7,126		
							業務委託料の支払 (注) 6	18,681	未払金	1,048

- (注) 1. 平成18年8月23日取締役会決議に基づき割当てられた、第4回新株予約権の行使であります。
2. 平成18年8月31日取締役会決議に基づき割当てられた、第5回新株予約権の行使であります。
3. 平成25年3月14日取締役会決議に基づき割当てられた、第15回新株予約権の行使であります。
4. 子会社取締役副島雄一が議決権の100%を直接所有している会社であります。
5. 取引価格は、独立した第三者機関による株価算定の結果を踏まえ、決定しております。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等
業務の内容を勘案し、両社が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。

当連結会計年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	川島 崇			当社取締役、子会社代表取締役	(被所有) 直接 0.68%	新株予約権の行使	新株予約権の行使 (注)	12,000		

- (注) 平成25年3月14日取締役会決議に基づき割当てられた、第15回新株予約権の行使であります。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	村上 範義			子会社代表取締役		債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	66,200		
							不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	27,750		
子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社クロスリング (注) 3	東京都港区	10,000	イベントの制作業務等		営業代理店、イベントの制作外注等、業務委託料の支払、役員の兼任	イベントへの協賛 (注) 4	31,982		
							イベント制作の外注等 (注) 4	18,614		
							業務委託料の支払 (注) 4	4,050	未払金	432

- (注) 1. 当社の連結子会社である株式会社W TOKYOは、銀行からの借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
2. 当社の連結子会社である株式会社W TOKYOは、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。取引金額は、関連当事者に該当した期間の支払家賃の合計額を記載しております。
3. 子会社代表取締役村上範義の近親者が議決権の100%を直接所有している会社であります。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針等
業務の内容を勘案し、両社が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
重要な子会社の役員	村上 範義			子会社代表取締役		債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)1	47,610		
							不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)2	27,750		
子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社クロスリング(注)3	東京都港区	10,000	イベントの制作業務等		営業代理店、イベントの制作外注等業務委託料の支払、役員の兼任	イベントへの協賛(注)4	31,600		

(注)1. 当社の連結子会社である株式会社W TOKYOは、銀行からの借入に対して債務保証を受けております。

なお、保証料の支払いはありません。

2. 当社の連結子会社である株式会社W TOKYOは、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。取引金額は、関連当事者に該当した期間の支払家賃の合計額を記載しております。

3. 子会社代表取締役村上範義の近親者が議決権の100%を直接所有している会社であります。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務の内容を勘案し、両社が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり純資産額	70.67円	59.35円
1株当たり当期純損失金額()	45.77円	20.29円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	868,608	411,730
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	868,608	411,730
期中平均株式数(株)	18,977,257	20,293,495
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成27年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権 新株予約権の数 4,220個 (普通株式 422,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結損益計算書関係）

1 減損損失 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年7月1日 至 平成31年3月31日）

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要、減損損失の金額

用途	種類	場所	減損損失（千円）
その他	出資金（注）	東京都千代田区	21,589

（注）すべて製作委員会に対する出資金であります。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

出資金における収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としてプロジェクト単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額が零であるため、回収可能価額を零として評価しております。

2 特別調査費用

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年7月1日 至 平成31年3月31日）

過年度決算訂正に関する第三者委員会による調査費用及び追加の監査報酬等を計上しております。

3 課徴金

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年7月1日 至 平成31年3月31日）

課徴金納付見込額等を計上しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
（自 平成30年7月1日
至 平成31年3月31日）

減価償却費	61,472千円
のれん償却費	54,562千円

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年7月1日 至 平成31年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失を689,550千円計上したことにより、利益剰余金が同額減少しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループはファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年7月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり四半期純損失()	33円91銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	689,550
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	689,550
普通株式の期中平均株式数(株)	20,337,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(朝日放送グループホールディングス株式会社との資本業務提携について)

当社は、令和元年5月10日開催の当社の取締役会において、朝日放送グループホールディングス株式会社(以下「割当予定先」又は「朝日放送グループHD」といい、朝日放送グループHD並びにその子会社及び関連会社を「朝日放送グループ」といいます。)との間で、資本業務提携(以下「本提携」といいます。)に関する契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結すること及び朝日放送グループHDに対する第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

・本提携の概要

1. 本提携の目的及び理由

当社は、事業推進のための充当資金、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保するとともに、当社グループの事業を進展させ、その企業価値を更に向上させる観点から、複数の候補先との間で、当社への資金提供及び当社との事業上の提携関係の構築に関する協議を行ってまいりました。そのような中、朝日放送グループHDより、平成31年2月に当社への資金提供及び当社との事業上の提携関係の構築に関心を有している旨の初期的な提案を受け、朝日放送グループHDとの間で協議を重ねてまいりました。

当社は、朝日放送グループが有する強固な顧客基盤その他のネットワーク網及びメディアとしての情報発信力が、当社グループの更なる発展に資するものと判断し、朝日放送グループHDが当社グループの更なる事業の発展に適した提携候補先であると考えに至りました。その上で、朝日放送グループHDから、朝日放送グループHDが本第三者割当増資を通じて当社の議決権の51%以上を取得することにより、当社に対して資金提供を行うとともに、朝日放送グループと当社グループの協業体制を構築したい旨の提案を受けました。これらを踏まえ、当社は、「秘密結社 鷹の爪」シリーズを筆頭に、数多くのオリジナルコンテンツを持つ当社グループと、独自のネットワーク網を持ち、多様なメディア戦略が可能な朝日放送グループが、コンテンツ制作会社と放送持株会社のそれぞれの強みを生かしたシナジーを生み出し、早期に業績黒字化を果たすとともに、喫緊の課題である当社グループの事業推進のための施策を実行する資金の確保、コンサルティング費用や外部人材の登用費用に充当する資金及び既存の借入金の返済資金を確保することを目的として、本提携を実施することが、当社グループの事業継続及び中長期的な企業価値の向上に資するとともに、当社グループの財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するとの判断に至りました。

また、当社は、資金調達の方法として金融機関からの借入れや公募増資等、多面的な方法を検討いたしました。金融機関等からの借入れは有利子負債による資金調達となり財務基盤の強化につながらず、また、当社グループの現状の業績等に鑑みると、実現可能性が低いこと、公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングについては過大な手続と時間を要する上、当社が特設注意市場銘柄に指定されていることを踏まえると実現可能性が低いと考えられること、また、同様の理由から、株主割当増資やノンコミットメント型ライツ・オフリングについては十分な応募が期待できず、資金調達の不確実性が高いことから、第三者割当増資による資金調達の方法が最も適切であると判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資が資金調達手段として最も適切であると判断するとともに、その割当先として朝日放送グループHDに対して本第三者割当増資を実施し、本提携を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。

2. 本提携の内容

当社及び朝日放送グループHDは、本資本業務提携契約において、今後の協業内容について合意しております。

当社の顧客に対する当社の営業部隊によるテレビ広告に係る営業協力を通じた朝日放送グループHDのスポンサー獲得に向けた協業

朝日放送グループHDの顧客に対する当社の知的財産権・コンテンツに関する営業を通じたリベニューシェアに係る協業及び当社の顧客に対する朝日放送グループHDの知的財産権・コンテンツに関する営業を通じたリベニューシェアに係る協業

当社の知的財産権・コンテンツに関する朝日放送グループによる海外販売を通じたリベニューシェアに係る協業

朝日放送グループHDの知的財産権・コンテンツに係る当社によるSNSや動画配信メディア等の朝日放送グループHDが保有しないメディアでのプロモーションの実施、及び収益化を通じたリベニューシェアに係る協業

当社が企画・開発・保有する知的財産権・コンテンツに係る朝日放送グループHD及び当社での共同投資、並びに、当該共同投資に係る知的財産権・コンテンツの朝日放送テレビ株式会社によるプロモーションの実施

当社と朝日放送グループとのアニメーション及びキャラクタービジネス等に係る共同プロジェクトの推進

朝日放送グループHD及び当社が、それぞれ得意とするベンチャー・ネットワークを相互に活用した共同投資及び協業の推進

3. 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資による新株式の発行を実施し、朝日放送グループHDに対して当社普通株式22,000,000株(議決権数220,000個、本第三者割当増資に係る払込が行われた時点における総議決権数に対する割合51.97%)の割当てを行います。本第三者割当増資の具体的内容については、後記、「本第三者割当増資による新株式の発行の概要」をご参照ください。

本第三者割当により調達する資金(ただし、発行諸費用の概算額20百万円は除く。)は、朝日放送グループが保有するIPを活用した事業展開に1,300百万円、IP開発に1,152百万円、内部管理体制の構築資金として200百万円、借入金の返済に100百万円を充当する予定です。

4. 本提携の相手先の概要

(1) 名称	朝日放送グループホールディングス株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市福島区福島一丁目1番30号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 沖中 進
(4) 事業内容	認定放送持株会社
(5) 資本金	5,299百万円
(6) 設立年月	昭和26年3月15日

5. 本提携の日程

(1) 朝日放送グループHD及び当社の取締役会決議日	令和元年5月10日
(2) 本資本業務提携契約の締結日	令和元年5月10日
(3) 本第三者割当増資に係る払込期日	令和元年5月29日

. 本第三者割当増資による新株式の発行の概要

(1) 払込期日	令和元年5月29日
(2) 発行新株式数	普通株式 22,000,000株
(3) 発行価格	1株につき126円
(4) 調達資金の額	2,772百万円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります (朝日放送グループHD 22,000,000株)
(6) その他	当社と割当予定先である朝日放送グループHDは、令和元年5月10日付で資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の払込みについては、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、本第三者割当増資について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。)に基づく手続が完了していること等が条件とされております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	450,000	1,130,000	0.41	
1年以内に返済予定の長期借入金	476,620	489,519	0.54	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,463,141	1,420,302	0.58	平成31年～令和13年
合計	2,389,761	3,039,821		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	504,626	307,384	132,797	94,715

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,394,360	2,562,332	4,006,781	5,553,092
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額(千円)	53,557	40,085	69,101	427,756
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額(千円)	80,730	52,337	117,926	411,730
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	3.99	2.58	5.82	20.29

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(円)	3.99	1.40	8.37	14.45

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,127,860	1,958,933
受取手形	18,738	138
売掛金	497,636	683,585
商品	-	5,861
仕掛品	679,619	139,081
貯蔵品	116	101
前払費用	21,214	17,764
未収入金	265	226,800
その他	554,382	342,379
貸倒引当金	3,132	3,411
流動資産合計	1 3,896,701	1 3,371,235
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,229	3,229
減価償却累計額	3,229	3,229
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	17,624	17,624
減価償却累計額	17,624	17,624
工具、器具及び備品(純額)	-	-
有形固定資産合計	-	-
無形固定資産		
商標権	602,938	-
無形固定資産合計	602,938	-
投資その他の資産		
投資有価証券	1,900	158,306
関係会社株式	47,500	227,590
敷金及び保証金	22,357	22,590
投資その他の資産合計	71,757	408,487
固定資産合計	674,696	408,487
資産合計	4,571,397	3,779,722

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	357,634	98,783
短期借入金	450,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	316,824	300,456
未払金	193,689	732,210
前受金	783,359	195,756
預り金	187,951	52,203
その他	-	67,795
流動負債合計	1,228,948	1,189,205
固定負債		
長期借入金	700,044	515,884
固定負債合計	700,044	515,884
負債合計	2,989,502	2,413,089
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,520,573	1,530,233
資本剰余金		
資本準備金	1,297,893	1,307,553
資本剰余金合計	1,297,893	1,307,553
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,236,875	1,475,891
利益剰余金合計	1,236,875	1,475,891
株主資本合計	1,581,590	1,361,894
新株予約権	304	4,738
純資産合計	1,581,895	1,366,633
負債純資産合計	4,571,397	3,779,722

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	1,774,521	2,374,439
売上原価	1,190,860	1,798,087
売上総利益	583,660	576,352
販売費及び一般管理費		
役員報酬	60,695	58,303
給料手当	330,426	210,587
減価償却費	75,949	76,266
支払報酬	37,220	38,068
業務委託費	105,777	57,156
その他	248,370	155,166
販売費及び一般管理費合計	858,438	595,549
営業損失()	274,778	19,197
営業外収益		
受取利息	52	22
為替差益	1,727	-
その他	637	1,603
営業外収益合計	2,417	1,626
営業外費用		
支払利息	4,146	3,441
為替差損	-	738
株式交付費	15,037	967
その他	-	9
営業外費用合計	19,183	5,157
経常損失()	291,544	22,728
特別利益		
関係会社株式売却益	372,740	-
固定資産売却益	-	2,303,389
特別利益合計	372,740	303,389
特別損失		
減損損失	291,446	514,403
投資有価証券評価損	65,499	-
関係会社株式評価損	53,593	-
特別退職金	44,699	-
特別損失合計	455,239	514,403
税引前当期純損失()	374,043	233,743
法人税、住民税及び事業税	2,290	5,272
法人税等合計	2,290	5,272
当期純損失()	376,333	239,016

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	159,021	11.0	106,527	8.5
経費		1,283,110	89.0	1,152,374	91.5
当期総製造費用		1,442,131	100.0	1,258,901	100.0
期首仕掛品たな卸高		382,888		679,619	
合計		1,825,020		1,938,521	
期末仕掛品たな卸高		679,619		139,081	
当期製品製造原価		1,145,400		1,799,439	
期首商品たな卸高		35,900		-	
当期商品仕入高		13,494		4,985	
合計		49,394		4,985	
期末商品たな卸高	2	30,152		5,861	
他勘定振替高		3,935		476	
商品評価損		30,152		-	
売上原価		1,190,860		1,798,087	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	1,112,823	1,053,790

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
販売促進費	3,877	407
その他	57	69
計	3,935	476

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	756,385	533,705	533,705	860,542	860,542	429,547	318	429,866
当期変動額								
新株の発行	764,188	764,188	764,188			1,528,376		1,528,376
当期純損失()				376,333	376,333	376,333		376,333
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							14	14
当期変動額合計	764,188	764,188	764,188	376,333	376,333	1,152,042	14	1,152,028
当期末残高	1,520,573	1,297,893	1,297,893	1,236,875	1,236,875	1,581,590	304	1,581,895

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,520,573	1,297,893	1,297,893	1,236,875	1,236,875	1,581,590	304	1,581,895
当期変動額								
新株の発行	9,660	9,660	9,660			19,320		19,320
当期純損失()				239,016	239,016	239,016		239,016
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							4,434	4,434
当期変動額合計	9,660	9,660	9,660	239,016	239,016	219,696	4,434	215,262
当期末残高	1,530,233	1,307,553	1,307,553	1,475,891	1,475,891	1,361,894	4,738	1,366,633

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品
総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 仕掛品
個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (3) 貯蔵品
最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(1～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資その他の資産

出資金

製作委員会への出資金であり、著作権収入の見積発生期間(2年)に基づく定率法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を当事業年度に適用し、平成30年4月1日以後、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組換えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた435,169千円は、「流動資産」の「未収入金」265千円、「その他」434,903千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
短期金銭債権	108,580千円	24,779千円
短期金銭債務	27,494千円	13,074千円

2 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
株式会社W TOKYO	470,753千円	888,340千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	101,219千円	110,265千円
仕入高	164,452千円	158,434千円
営業取引以外の取引高		
資産譲渡高		898,148千円

2 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
商標権		303,389千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
子会社株式	39,500	150,290
関連会社株式	8,000	77,300
合計	47,500	227,590

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	966 千円	1,044 千円
棚卸資産評価損	23,289 "	21,240 "
減価償却超過額	197,892 "	266,558 "
関係会社株式評価損	16,538 "	16,410 "
投資有価証券評価損	20,056 "	20,056 "
繰越欠損金	184,462 "	185,981 "
その他	1,246 "	4,729 "
繰延税金資産小計	444,453千円	516,021千円
評価性引当額	444,453 "	516,021 "
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,229	-	-	3,229	3,229	-	-
工具、器具及び備品	17,624	590	590 (590)	17,624	17,624	-	-
有形固定資産計	20,853	590	590 (590)	20,853	20,853	-	-
無形固定資産							
ソフトウェア	15,303	39,978	39,978 (39,978)	15,303	15,303	-	-
商標権	761,043	2,986	764,030	-	-	76,266	-
その他	5,159	1,944	1,944 (1,944)	5,159	5,159	-	-
無形固定資産計	781,506	44,910	805,954 (41,923)	20,463	20,463	76,266	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. ソフトウェアの当期増加額は、主にアプリ開発の支出によるものです。

3. 商標権の当期減少額は、「TOKYO GIRLS COLLECTION」商標権の売却によるものです。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,132	3,411	3,132	3,411

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 公告掲載URL http://www.dle.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)平成29年9月25日
関東財務局長に提出。

事業年度 第17期(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

事業年度 第16期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)平成29年9月25日
関東財務局長に提出。

事業年度 第17期(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第17期第1四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月14日
関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月13日
関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)平成30年5月15日
関東財務局長に提出。

第18期第1四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第18期第2四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)平成31年2月14日
関東財務局長に提出。

第18期第3四半期(自 平成31年1月1日 至 平成31年3月31日)令和元年5月10日
関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
平成30年7月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び同項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び同項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書
平成31年1月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成31年2月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び同項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書
平成31年2月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）及び同項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
令和元年5月10日 関東財務局長に提出

(5) 訂正有価証券報告書及び確認書

事業年度 第13期（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

事業年度 第14期（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

事業年度 第15期（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

事業年度 第16期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

(6) 訂正内部統制報告書

事業年度 第13期(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

事業年度 第14期(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

事業年度 第15期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

事業年度 第16期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

(7) 訂正四半期報告書及び確認書

第15期第3四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第16期第1四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第16期第2四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第16期第3四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第17期第1四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)平成30年12月3日
関東財務局長に提出。

第18期第1四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年12月11日
関東財務局長に提出。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年12月3日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 徳 行
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 津 大 次 郎
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イー及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ディー・エル・イーの平成30年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ディー・エル・イーが平成30年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社統制、決算・財務報告プロセス、IT全般統制及び売上計上プロセスに関する内部統制には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は第三者委員会による調査を行い、その結果特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月3日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 徳 行
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 津 大 次 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イーの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年5月10日

株式会社ディー・エル・イー
取締役会 御中

アス力監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若尾 典邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石渡 裕一朗
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成30年7月1日から令和元年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成31年1月1日から平成31年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年7月1日から平成31年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イー及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は令和元年5月10日付の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成30年6月30日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成30年12月3日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成30年12月3日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。